

平成18年度第2回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成18年8月2日（水曜日）

午後1時00分から6時20分まで

場 所：特別会議室

平成18年度第2回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成18年8月2日（水） 午後1時00分から午後6時20分まで

場所：県庁4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員
加藤 徹 委員 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員
沼倉 雅枝 委員 山本 信次 委員

司 会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成18年度第2回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日は、森杉部会長を初め8人の委員の方々にご出席をいただいております。

行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、この会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、お手元にお配りしております出席者名簿に従いまして、本日の出席者の委員を改めて紹介させていただきます。

森杉部会長でございます。

田中副部会長でございます。

遠藤委員です。

加藤委員です。

高橋委員です。

徳永委員です。

沼倉委員です。

山本委員でございます。

なお、山本委員におかれましては、本年度から本委員会の委員にご就任していただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、本日、長田委員、両角委員については、所用のため欠席でございます。

続きまして、宮城県の出席者を紹介いたします。

評価担当部局として出席しております企画部行政評価室末長室長でございます。

事業担当部局として出席しております土木部港湾課村上技術参事兼課長でございます。

なお、産業経済総務課、土木総務課を初め各事業担当課においても同席させていただきますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、お手元にお配りしております資料についてご説明申し上げます。

まず、資料の確認でございますけれども、クリップでとめている資料が三つあります。クリップどめの資料のうちの一つが次第が一番上につづられている資料になります。その資料の中には、資料1から資料5までがつづられておりまして、最後にA3判の1枚の参考資料がつづられておりますので、ご確認お願い申し上げます。

次に、追加配付資料一覧と書かれております資料でございます。この中には、本日の部会で事業課から説明する追加説明資料と調書の差しかえが入っております。

三つ目は、分科会配付資料一覧と一番上に書かれ、クリップでとめてある資料でございます。これには、分科会で使用した追加説明資料や、調書の差しかえ、そして分科会議事録がつづられております。この資料は、本日改めて説明はいたしませんので、必要なときに各自ご覧になっていただければと思います。

資料はお手元の方に皆そろっていますでしょうか。

それでは会議に入らせていただきますけれども、念のためにマイクの使用方法を改めてご説明申し上げます。

ご発言の際は、右下のマイクのスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色が点灯したことを確認してからご発言していただきますようお願い申し上げます。

これから議事に入りますが、今回の第2回部会におきましては、資料1に記載のとおり、第1から第4分科会において委員の皆様にご審議いただきました26事業について、その審議結果の報告、指摘事項等に対する追加説明をし、部会として県の対応方針案が妥当かどうかご判断していただくことになっております。

本日の会議は、4時間ほどかかるかと思っております。長時間でありますけれども、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

それでは、森杉部会長、よろしくお願ひいたします。

森杉部会長 お話がございましたように4時間を目標にしております。1時間に1回休憩をとって行きたいと思っております。

議事録署名は今回は加藤委員と高橋委員、よろしくお願ひいたします。

それから、会議は公開です。傍聴に際しましては、宮城県行政評価委員会傍聴要項に従うようお願いいたします。写真撮影と録画につきましては、職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

次第に従って議事を進めます。

まず、次第の2報告です。県民の意見の提出状況について事務局のご説明をお願いいたします。

行政評価室長 資料3についてご説明します。

平成18年度公共事業再評価に対して提出された県民意見の提出状況ですが、今年度につきましては、6月8日から7月7日までの30日間、意見募集しました。方法としては、郵便、ファクシミリ、電子メール等で募り、情報の提供方法及び周知方法としては、一つはインターネットです。宮城県のホームページ上で情報提供しました。それから県庁にあります県政情報センター、各地方振興事務所にあります県政情報コーナーで公表したところでございます。また、県議会図書室で公表しています。そのほかに、河北新報6月18日付朝刊の県からのお知らせ欄、それからラジオ、市町村広報誌でも広報しましたけれども、残念ながら今年度につきましては、県民意見についての提出はありませんでした。以上です。

森杉部会長 ありがとうございます。

ご質問ございませんか。意見がないということは、いいことか悪いことかという微妙な問題ではあるでしょうけれども、特に広報についてこういうところが問題ではないかとかいうようなことがございましたら、今でもよろしゅうございませし、また後からでも結構ですがご意見を賜りたいと思っております。

それでは、この件は終わります。

それでは、議題3に入ります。

議題3の1番ですけれども、これにつきましては、本日は26件の事業について審議を行います。

進め方につきまして、事務局と相談をいたしましたので、事務局の方からご説明をお願いします。

行政評価室長 資料は、資料3のつづりの最後に、参考資料としてA3版の用紙が入っています。分科会でとりまとめた意見案と、今後の進め方についての資料ですが、先ほど来からご案内しておりますように、本日の審議につきましては、第1から第4分科会までの26事業についてご審議いただきます。

各分科会の検討の結果につきましては、分科会意見案として3種類ございます。まず、一つは指摘事項なし。それから追加資料提出、そして継続審議という三つの区分けがあります。指摘事項なしという部分に関しましては、分科会の審議の中で問題となる案件や、委員からの指摘事項が特になかったという事業でございます。

追加資料提出という部分に関しましては、基本的に大きな問題はありませんでしたが、委員から追加説明や調書の書き方などを指摘された事業で、本日その回答をこれから事業ごとに、各事業課の方からご説明をします。

それから、継続審議は、課題等があり、委員全員による部会場で、詳細に審議した方がよいという分科会の判断があった事業でして、この三つで区分けしております。

今お話しした三つの分科会の意見案に関しては、分科会としての結論ですので、これにつきましては本日の部会で十分審議いただきまして、最終的な結論を出していただきたく予定にしております。

それから、指摘事項なしと、追加資料提出という区分の事業に関しましては、本日、県の方針が妥当かどうかについてのご判断をぜひいただきたいと思っております。ただ、審議の中身によっては継続検討となる場合もあろうかと思っておりますけれども、その場合については第3回部会以降での継続審議という形をお願いします。

また、具体の進め方につきましては、第1分科会から事業番号順に検討をお願いします。

初めに資料2と資料4の審議内容整理票、これをお手元に準備願います。これにつきましては、事務局から概略をご説明いたします。

その後、分科会での指摘事項等ある事項については、事業担当課からご説明申し上げます。その後、事業課の回答を踏まえまして、各分科会の座長からご意見をいただきたいと思います。それ以降、この部会でのご審議を経まして、最終的には部会意見を集約していただくということでお願いしたいと思います。

26事業をご審議いただきますので、おおむね一事業当たり15分を目標にご審議をお願いしたいと思います。

なお、指摘事項なしの事業については、説明のみとなりますので、おおむね5分程度を目安ということでお願いします。

それから、継続審議の事業につきましては、分科会での審議概要は報告いたしますけれども、本日は議論を省略いたしまして、次回持ち越しという形で、第3

回部会での詳細審議ということをお願いします。

以上でございます。

森杉部会長 ただいまのご説明について、ご意見ございませんか。基本的に本日は、比較的問題がないであろうと思われる案件を全部処理しておきたいと、こういうことがねらいです。ですから、継続審議の事業については、概略説明ということですが、説明も非常に端折っていただいて結構です。いずれ次回、細かくご説明いただかねばならないと思いますから。今の方法でよろしいですか。では、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料4の資料番号8番、港湾事業について、事業概要及び分科会の審議概要を県の方からご説明いただきますので、事務局よろしく願いいたします。

行政評価室 それでは、審議概要についてご説明申し上げます。

最初が、審議資料8番の石巻港湾の廃棄物埋立護岸でございます。評価調書のインデックス8番、5ページに位置図が載っております。

場所は石巻港でございます。本事業は松島湾等で発生する浚渫土砂を受け入れるため、埋め立て用地の護岸を整備するものです。護岸延長は97メートルです。5ページの図面ですと、赤が施行済みのところ、青が未施行となっております。全体事業費は58億円。予定工期は平成9年度から平成26年度となっております。平成17年度までの進捗率は45%となっております。

審議資料4ページの位置図のわきのスケジュール表をごらんください。本事業は、雲雀野地区東側の埋め立て区域の事業期間の延伸により、浚渫土の受け入れが当面そちらで可能なため、平成21年度までは休止する予定であります。

資料4の審議内容整理票9ページをごらんください。このうち⑦番で、休止中に今回の廃棄物処理護岸の前面に予定されている埠頭用地護岸との同時施工などの検討をしてはどうかというご意見をいただいております。⑨番につきましては、埠頭用地の岸壁を耐震バースでの施工でお願いしたいという内容でございます。ただし、こちらの岸壁につきましては、-12m岸壁で、国の直轄事業ということになりますので、県の部会としては参考意見としてということとなっております。最後に、本分科会としましては、⑩で継続でよろしいのではないかとというようなまとめをいただいております。以上です。

森杉部会長 それでは、私の方から分科会の座長としての意見を申し上げます。

先ほどお話がありましたように、妥当だと思います。いわゆる当面休止したということですから、休止の最中にいろいろ検討してくださいということなのですが、それが付帯意見といえば付帯意見なんですけれども、これも具体的にこういう付帯意見にしましょうということも今のところつけないで、先ほどおっしゃいましたような耐震バースとか埠頭用地とかいうものの整備を連動させてすることを検討してみてください。この程度で分科会としてはいいのではないかとというふうな結論を出しております。

ということですが皆様方、この件についてご質問、ご意見はございませんか。

田中委員 1点だけ。基本的に継続ということで良いのだと思うのですが、気になったのは、資料4の審議内容整理票の①にある浚渫土をどこから持ってきているのかと言う点です。県内の漁港などのものは全部ここに持ってきているというようなお話しなのですが、これとは別の事業で、海岸侵食対策の話があって、その中でお話ししたように、いろんな海岸構造物をつくることによって、砂の移動の連続性が断たれていて、そこに堆積した砂を別のところで持って行ってしまおうということは、そこで砂を失うことなのですよ。ですから、可能な限り、あるところでたまったものが下手側に移るように、そういう方向でやることも大事ですねということ、どこかの案件で話をしました。

もちろん今回の該当するものがすべてそういうふうにするべきだということではないのかもしれませんが。すべてを石巻に持ってくるということが気になる場所によってはそのような考え方、先ほど私がお話しした考え方で、自然な状態に砂が動くようにするというスタンスも大事でしょうということをお話ししたかったわけです。

森杉部会長 すべて、漁港の場合の浚渫土を持ってきたということですね。

港湾課長 主に維持浚渫ということで、航路や泊地の航行の安全のための浚渫をしているわけですが、そういう土砂を石巻港に運んできているのが実情でございます。今、田中先生が言われたとおり、例えば砂の移動したものを、浚渫したものをここに持ってくるという発想ではないというようなことですね。

田中委員 いや、その航路に入ったものも、漂砂系からそこに吸い込まれているところもあるわけですよ。その構造物がなければ、本来上手から下手に動くはずのものを吸い込んでいるということもあり得るわけです。なので、そういうものももし含まれているとすれば、もっと自然の現象を理解して、そういう方向でいくべきではないかと。そういう議論もこの委員会の中でしているものですから、この「すべて」というのがひっかかったということです。

港湾課長 確かに、すべてかということ、ちょっと違ってくるのですけれども。

徳永委員 最近、いわゆる港湾の浚渫で、海面投棄ができなくなりつつあるというふうな話を聞いているのですが、そういう土砂も海上にはもう一切捨てられないということなのですか。

港湾課長 たしか平成五、六年ごろまでは、海上投棄していたのですが、漁協等々とかかわりの中で、どうしても海上投棄が難しくなってきたのと、それから、海洋汚染防止法の改正もありまして、海洋投棄が現実にはできなくなるというふうな中で、やはり浚渫土砂の処分地というものの確保がこれから必要になるということはあると思います。

徳永委員 海上投棄といわゆるサンド・バイパスとは別ものということなのですか。

田中委員 いや、そうではないですね。底質の中にヘドロが含まれたりとか、そういうことがあった場合に、必ずしもサンド・バイパスにできる土砂ではないなんてこともあるわけですよね。ですから、それは物によっていろいろな対応の仕方はあるのだと思うのですけれども。

森杉部会長 そういう検討はどこでやるのですか。この委員会でないことはわかっているのですけれども。

港湾課長 当然、例えばヘッド・ランドをつくる事業課があれば、例えば養浜工をやるということになれば、そこの事業課さんの方で・・・。

森杉部会長 いやいや、その個別ではなくてシステムとして。要するに、この浚渫の処理の仕方と、それから海浜を擁護していくシステム。このシステム全体をどんなふうな形でやっていって、それがいいことなのか問題があるのかと、こういう問題ですよ。

いろんなところで海岸が決壊しているわけですから、その全体の仕組みを検討する必要があるので、去年だったかおとしだったか、知事にも直接申し上げましたよね、この件は。何か対処するというような返事でしたけれども、具体的にどうも何もなかったですね、そういえば。難しい問題ですからね。土木部だけの問題でもないでしょうからね、これは恐らく。

では、これは全体のいろんな事業とは直接関係ないんですけども、意見として申し上げたいということで答申の中に入れていくことにしまして、今後も引き続きこの対応についての意見を伺うという方向にしておきたいと思います。それではよろしゅうございますね。（「はい、結構です」の声あり）

ほかにどうぞ。では、よろしいですか。この件は。

それでは、分科会の原案どおり事業の継続とさせていただきます。

では次、お願いします。

行政評価室 それでは、審議資料9番の混内山道路改良事業について説明いたします。評価調書インデックス9番の5ページをお開きください。資料2では3ページ、審議内容整理票は10ページになります。場所は、大崎市の旧三本木町でございまして、国道4号に接続する区間となっております。本事業は、大崎、仙台圏域を結ぶ重要な路線である当路線の狭隘箇所を、バイパスによる道路改良を実施し、安全で円滑な通行を図るものです。評価調書の6ページをお開きください。延長は1,600メートル、車道付近が6.5メートル、全幅14から18.5メートルの幅員構成となっております。全体事業費は25億8,000万円。予定工期は、平成9年度から22年度となっており、進捗率は65%となっております。

審議内容整理票10ページをごらんください。分科会では、④で、この事業の評価とは別な話になるんですけども、路線全体のうち県の計画としてどこから着手するのかといった採択基準が曖昧ではないかとの意見をいただいております。

全体としては、⑤のとおり、継続で結構ではないかとの意見をいただいております。以上です。

森杉部会長 分科会としては、資料4の10ページ④、路線全体の県の計画としてどの路線から着手するのがいいのかというような採択基準を、一度明示する必要があるのではないかと。この事業とは直接違うのですが、このようなことについて、何らかの形で、本年度の最後の取りまとめの段階で、意見の一つとして答申したいと思っております。

ほかにご質問ございませんか。あるいは追加的なコメント等。

徳永委員 補足といいますか、今の全体ネットワークとしてどうすべきかという話について、次の街路事業も共通の問題がありますので、要するに道路事業だけではなくて、街路も含めて、あるいは農道も含めた方が本当はよいのだと思うのですが、先ほどの砂の話と同じなのですが、部局間をまたいだ形での検討をお願いしたいということです。

道路課長 ただいまお話がございましたように、道路ネットワークの考え方につきましては、確かに道路は、ネットワークがきちっとなって初めて機能するという認識を持ってございます。ですから、いわゆる道路管理者それぞれ国、県あるいは市町村、例えば国と仙台市と、宮城県と一緒に幹線協議会というものを作っております。その中で、宮城全体の道づくりの方針というものを平成14年に定めてございます。そして平成16年には、それを具体的に県民の方々に透明性を出していきたいということもございまして、宮城の道サービスの将来像というふうなものも、同団体の中で我々も参画しながら策定してございます。

さらに、それぞれの今度は路線ごとに、ではどういうふうなプライオリティーで整備を進めているのかというふうなところに、枝になっていくわけでございますが、これにつきましては、実は私ども優先順位を設定する上で、やはり客観性を持たせる必要があるというふうなところを当然認識しているわけでございます。

それで今、私どもが土木行政推進計画というふうなものを部として、これは道路だけでございせん。河川等々皆入っておりますが、そちらの方で道路の部門としては、AHP法という、いわゆる階層化意思決定法に基づきまして、それぞれの定量的な評価をさせていただいております。

こういうふうなことで、今回審議されているこの仙台三本木線につきましても、そういった考え方の流れに沿った一部に当たっているというふうに私ども理解してございまして、現在も土木行政推進計画というのが、これはやはりいろんな状況が変わってくる場合もございまして。これはそういう状況に見直しをかけながら、弾力的なその運用という意味にも心がけながら、一応定量的、定性的な評価、そういったものを加えた取り組みということで、今実施してございます。

森杉部会長 はい、わかりました。これ、どうしましょうか。いつかチャンスをつかまえてご報告をいただくようなことをしますかね。私としては専門として興味があるのですが、

徳永委員 丁度今、16年策定のものが、19年からまた切り替え時期になり、それを今年後半あたりから、少し議論し始めるのかなというタイミングではあると思うのですが、

にトータルとして何キロやりますよとか、そういう目標なのですよ。ですから、具体的にこの路線がこういう順番で出ていきますよというところまではなかなか見えづらいのかなというふうに思っていたのですが、そこら辺も含めて、どうやって県民に見せていくのかというあたりも、少し19年度に向けて検討していただければありがたいなと思っております。

森杉部会長 要望でいいですか。要望だったら簡単だからそうしようということになるのですけれども。これ結構大変なことですよ、実際にいろんな形で議論していくとなると。

道路課長 アウトカム指標、アウトプット、それぞれやはりあるのですが、どうしてもやはりアウトプットに非常に近くなっているというところがございまして、やはりもう少しアウトカムの指標づくりといいますか、そういったものも19年に向けて、みんなで研究していこうというふうなことで今進めさせていただいております。

森杉部会長 では、これは別の委員会に任せるということにして、この委員会では、特に附帯意見という形にせず処理していきたいと思いたいがいかがでしょうか。

徳永委員 ただ、幹線協というのは、比較的、県道クラスというか、幹線のネットワークをどうしようかという議論で、今一つ、部局間を超えてちゃんとやっているかな、どうかなという部分はどうかのですか。街路も全部入った中できちんと議論されているのですかね。

道路課長 いずれ、管理者相互の協議する場でございまして、当然、道路事業あるいは街路事業ということで、整備の手段は異なっておりますが、いずれ将来の管理者が定まってくわけてございまして、街路も含めて取り組んでいるというふうに私ども認識しております。

森杉部会長 わかりました。問題があったら我々で少し勉強して、いろいろと要望をすることではいかがですか、皆さん。

では、この仙台三本木線については継続ということで審議を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。

それでは、次は資料番号10番。これは継続審議ですので、適宜簡便に説明をお願いします。

行政評価室 では、評価調書はインデックス10番、図面は6ページ、7ページになります。審議内容整理票は11ページになります。13年度に一度評価を実施しております、再々評価となります。概要はちょっと省かせていただいて、審議内容整理票の11ページをごらんください。①番でネットワーク上の位置づけの話、②番でB/Cの話、飛びまして⑤番で電線地中化の効果の話など、いろいろと論点が出ておまして、これについては、分科会としては、部会の場での詳細

審議が必要でないかということでした。以上です。

森杉部会長 　　というわけで、かなり技術的な問題でありまして、実際の事業そのものは非常に好感の持てる事業だと思っておりますが、調書のテクニカルな需要予測とか、B/Cの出し方とか、こういうところがいろいろと問題があったものですから、継続審議というふうにして、担当部局といろいろと詰めて、徳永先生と詰めていただいていると、こういう状況でございます。

　　ご意見ございますか。こういう形で継続審議としていきたいと思いますが。よろしゅうございますね。

都市計画課長 　皆様にごあいさつを申し上げます。特に私の方からご意見ございません。次回よろしく申し上げます。

森杉部会長 　　はい、わかりました。
　　それでは、次の林道案件について説明をお願いします。

行政評価室 　　評価調書は11番のインデックスをお開きください。図面は、ページがちょっと抜けておりますけれども、4ページのスケジュール表の後ろに位置図、その後ろに詳細な図面と横断図が載っております。場所は、石巻市と女川町を結ぶ林道となっております。

　　本事業は、計画地区の森林施業や、木材搬出作業の効率化を図るため、既設林道間を横断的に連絡する骨格的な林道の開設を行うものです。延長は、1万700メートルで、幅員は5メートルとなっております。全体事業費は27億2,000万円。予定工期は平成9年度から平成23年度となっており、進捗率は51%となっております。

　　審議内容整理票の12ページをごらんください。いろいろ議論はありましたが、⑧番で、この事業のポイントとなっております合板利用量の推移、二酸化炭素の吸収の効果などについて資料を作成して、本日説明することとなっております。

　　結論的には、⑨番で、基本的に継続でよいのではないかとの意見をいただいております。以上です。

森杉部会長 　　それでは本日は、林業というものがどういう状況にあるかということをご説明いただくわけですね。なぜ、そういうことになったかということをおっしゃると、要するに林業というのはもう衰退しているのではないかということなのですけれども、やはり衰退しているのは衰退しているのですけれども、地球温暖化問題で京都議定書の達成に当たって、森林というのは、二酸化炭素吸収源として非常に大きな割合を占めることになっているという観点からも、木材の推進、木材を伐採して植林していかなければ吸収源になりませんので、木材を有効利用すべく、合板の産業推進を県としてやっておられると。そういうお話を伺って、この林道事業の背景にある需要を理解しようということになっています。

林業振興課長 　林業振興課長の畠山でございます。どうぞよろしく申し上げます。
　　まず、合板用素材、丸太のことでございますけれども、これの利用量の推移に

ついて、資料に基づいてご説明をいたします。

この女川京ヶ森線があります石巻圏域の製造業の特徴でございますけれども、ほかの圏域と比べまして、木材製品あるいは紙加工品の製造が特に盛んでございます。その出荷額は約1,300億円になってございます。特に、ここには合板工場が4工場ございまして、全国の合板生産量の2割を占め、全国有数の生産地となっております。

合板の原料となります丸太でございますけれども、この石巻の4工場では、約100万 m^3 、年間必要としているわけでございますが、ほとんどが海外からの輸入材でございます。しかしながら近年は、産地国の環境保全の問題、あるいは中国の経済成長等々から、この原料の調達がなかなか不安定であるということもございまして、この原料の一部でございますけれども、国産の杉材にシフトする傾向がございます。このような中で、本県では他県に先駆けまして、県産材の利用を合板工場に働きかけておりました。

また、平成15年からはスギの間伐材の安定供給とスギ材の合板化利用を進めるということで、県単独事業でもって、3カ年間支援してまいりました。その結果、表にございますけれども、平成15年から県産材の利用は毎年倍増しております。順調に伸びております。これは、今後も増加するというふうに見込まれておりますし、平成18年度は約30万 m^3 を必要というような話も出てございます。本県といたしましては、これに適切に対応していきたいということで、この木材生産、搬出の基盤でございます林道の整備は必要不可欠というふう認識しております。

特に女川京ヶ森線でございますけれども、合板工場に近いという利点もございますし、現場は間伐を必要とする森林がほとんどでございます。この効果は非常に大きいというふうに思っております。

また、一番下のグラフをごらんになっていただきたいのですが、本県の素材生産、丸太の生産量の推移を示したものでございます。これのピークは昭和55年でございました。約61万 m^3 です。これを境に減少の一途をたどってございましたが、平成15年からは増加に転じてございまして、ごらんのような形になってございます。内容は、製材用チップ用については横ばいでございますけれども、合板用材としての利用が拡大したということでございまして、これまでになかった新しい木材利用が本県の林業木材産業の活性化に大きな役割を果たすのではないかとこのように思っております。

続きまして、2点目でございますが、二酸化炭素の吸収でございます。これにつきましては、ご承知のとおり昨年2月に京都議定書が発効いたしました。我が国では6%削減が義務づけられたわけでございます。このうち3.9%につきましては、森林の二酸化炭素吸収量で賄うということが認められまして、この確保のために森林の整備とか木材の利用を、国を挙げて推進しているところでございます。

一番下の図でございますが、これは森林の二酸化炭素吸収とか、木材の利用によりまして二酸化炭素の循環を示したものでございます。その中で、健全な森林の整備と上の方にございますけれども、これは、代表的なスギ林の整備のサイクルを示したものでございまして、植林、下刈りとか間伐などの育林、そして主伐伐採。伐採の後にはさらに植林と、これの繰り返してございますけれども、そのよう

な森林の整備のサイクルの中で、森林は二酸化炭素を光合成によりまして吸収いたしまして、貯蔵するわけでございます。このサイクルが適切に回ることを前提にいたしまして、3.9%の吸収が認められたわけでございます。従いまして、これの森林の健全な整備を、国を挙げて今進めているところでございます。

また、さらにこの木材を伐採して利用することは、健全な森林の整備のサイクルを円滑に進めるということ。さらには、木材には炭素が含まれておりまして、この炭素を固定するという役割がございます。従いまして、国産材の利用につきましても、積極的に進めているところでございます。

丸太を切り出して、製材工場で加工をしまして建築用材、スギの場合はほとんど建築用材、木造住宅に使われるわけでございますけれども、この木材の重さの2分の1が炭素で占められております。従いまして、木造住宅を長く使えば使うほど炭素が固定されるということでございます。日本の家屋の平均は、炭素の固定量1戸当たり平均ですけれども約5トンございます。また、これが最終的に解体されまして、再利用とかあるいは発電等々に使われるわけでございますけれども、発電に使われる場合は、新たな化石燃料の抑制につながるということで、温暖化防止にも貢献するということになります。最終的には大気に戻りまして、さらには光合成等々で森林の整備に使われるということになります。

この中で、林道の役割でございますけれども、ちょうど真ん中に丸太、そしてトラックに積み込んでいる図がございます。林道は、この川上の森林整備、さらにはこの木材利用の要でございます。また、さらに炭素固定サイクルの重要な役割を果たすというふうに私どもは考えておりまして、この林道の整備の推進に当たっているわけでございます。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。ご質問コメントをお願いします。

徳永委員 教えていただきたいのですが、こうやって用途が変わりつつ需要が伸びてきているという中で、果たしてこの用途に対してスギでいいのかどうかという部分と、それから炭素の吸収ですけれども、こちらについても針葉樹と広葉樹で違いがあるのか。そこら辺ちょっと教えていただきたいのですが。

林業振興課長 これまでは、南洋材の広葉樹が、合板に使われておりました。それも資源のいろいろな枯渇問題等々がありまして、最近ではシベリアの針葉樹、シベリアカラマツというのですけれども、これが使われ始めました。ほとんどが針葉樹の合板になってきています。しかしながら先ほど申し上げたとおり、中国へ流れているということもございまして、国内のスギは再生産ができると。さらには木材価格も安いということもございまして、どうしても大量にあるスギで合板化しようとする。してもらいたいということもございまして、全部試験等々やりまして、細いものまで合板にできるように現在なっております。従いまして、間伐材の細いものまでスギ材を使って、合板にさせていただいております。

第2点目でございますが、針葉樹とスギと、例えば広葉樹を代表するブナなんですけれども、吸収量が全然違います。50年間の間でどの程度、1ヘクタール当たり吸収するかというのを調べたものがございます。スギですと170トン。ヘクタール当たりです。ブナですと3分の1の60トンというふうにな

ってございます。これは恐らく成長量の違いだと思います。広葉樹の方は成長が、太るのが遅いようでございますのでその関係ではないかと思ひます。

山本委員

徳永先生初めほかの先生方も多分お話を聞きたかったのは、恐らくスギが多過ぎるという話の中で、いつまでもスギでいいのかということだったのではないかと思ひます。実質的には今日本の人工林率が大体40%ぐらいなのですが、このあたりはもう少し多分高いだろうと、6割ぐらいいっているのだろうと思ひます。将来的に針葉樹と広葉樹が混じった森に導いていくということも必要だと思うのですが、そのためにはまず林道がなく間伐ができないと、どうしようもないわけです。間伐をすることによって光が入ると、こちらの方みたいにまだ人工造林の歴史が浅いところだと、大体土の中に前にあった森の種がまだ眠っているシードバンクというのですが、それに光が当たると大体広葉樹が出てきますので、恐らく間伐を繰り返していれば、それだけで針葉樹と広葉樹の混じった森には、数十年後にはなるであろうと。最終的にただその場所で最後に植えたスギを最後まで切った場合です。その後、それをもう一度スギの人工林にするのか、そのまま広葉樹の森にするのかは、全体の森林計画の中で考えなければいけないのだろうと思ひます。今までは林野庁の補助体系の中で、結局、スギを植えないと補助金が出ない体系になっていたものですから、圧倒的に人工林化していくことが多かったのですが、それ自体は今現在、国の森林関係の基本計画とかの見直しとか、地域の森林整備計画の見直しが進んでおりますので、恐らく将来的に、今多分植えて40年とかぐらいのところが大層だと思うのですが、これが最終的に全部伐採されるのはあと40年後ぐらいになりますので、最終的にその後それをどうするかは、そのときの判断でよいだろうと。当面今の視点ではとにかくスギだけが植わっているところを放置しておくのは多分一番問題で、とりあえず間引きをしておけばいい状態になるということになります。

もう一つ、合板の話ですが、さっき話のあったシベリアのカラマツというのは同じ針葉樹なのですが、基本的に天然の森だと。これが今伐採されることで、例えばシベリアのトラの分布域が狭められるとか、地域の少数民族の人たちがその場所を追い払われるというような問題が非常に生じていて、違法伐採というのですが、それを日本が非常に買いつけているということと、世界的にも非常に文句を言われている。そういった意味で、同じ針葉樹ですが、外国から入ってくるのは天然の針葉樹で非常に環境に対してダメージの大きいもので、国内の針葉樹については切れば切るほど森がよくなるわけですから、環境に対するダメージは非常に少ないということで、今国際的にもラベリングということで、人が植えた森からの針葉樹と、天然の原生的な森林からの針葉樹をきちんと仕分けしていこうというような動きも出てきていますので、この事業とは別にしても、スギの人工林の間伐をしながら使っていくということ自体は、環境上は非常によいことだと言っていると思ひます。

森杉部会長

京都議定書の目標達成のために、森林吸収源で3.9%という数字ですけれども、これを達成するに当たって、県としては、国が全体としての計画をつくってやっているのはわかりますが、県の方も国の計画の一環の中にコミットしておられるのですか。そういう計画を現在推進しておられると考えていいのですか。

林業振興課長 国の方では、二酸化炭素吸収源対策10カ年計画というのをつくりまして、現在進めておりまして、その中で県も合わせて、特に森林の整備につきまして、特に間伐でございます。先ほど先生おっしゃったように、間伐を、間引きをしないとまず健全な山、元気な山になりませんので、人工林につきましては。それについて県を挙げて進めております。さらに木材利用ということで、この合板化利用を、本県の場合は特に進めております。

山本委員 これも補足的に、二酸化炭素の吸収、実態の部分と政治的な部分があって、実際にはもちろん木材を使ってこういう形で固定して、残った森が太るとというのが一番吸収になるのですが、京都議定書の中で、この京都議定書発効の以降に植林された場所と、それ以降に手入れをされたところしか二酸化炭素の吸収源として認めないという規定になっていまして、ですから、実際にはその辺に植わっている木も二酸化炭素を吸収しているのですが、手入れをやっていないと吸収源として算定できないものですから、今、林野庁は必死に間伐の面積を広げたいのです。ただ、実際なかなか進まない。そうすると、その経営コスト的に合わないところをやっていくためには、やはり林道がないというのが林野庁が考えているシナリオでしょうし、必ずしも林野庁の肩を持つ気はないのですが、それに関してだけは、日本国内の二酸化炭素の吸収目標を届かせるためにはそれしかないだろうなという気はします。

沼倉委員 基礎的なところの質問ですが、B/Cの計算の中で出てくる木材生産等経費縮減便益の計算の仕方ですけれども、いろんな伐採の体積量があって、年度便益が計算されてくるのですが、計算内容を説明していただければと思います。

調書のB/Cの計算の表の後ろについている部分、ページが入っていないのですが、木材生産等経費縮減便益と書いている部分です。結果の便益が11億という結果が出ているところの表です。B/Cの中のベネフィットで一番大きいのがこの経費節減便益でございます、その出し方ですね。

評価調書の参考資料4のところ、B/Cの費用対効果分析概要というのがあるのですが、この算出方法の中で便益金額が29億と出ております。その中の11億がその木材生産等経費縮減便益でございます、これがどういう形で算定されているのかという質問でございます。

林業振興課 それでは、担当の方から直接回答いたします。

木材生産便益の方で、生産等経費縮減便益でございますが、今回のこの女川京ヶ森線の林道の利用する区域というものをまず設定しておりまして、これが約1,000ヘクタールぐらいあるのですが、この中に今現在、ある程度細いながらも作業道とか林道が若干入っております。その現在の状況と、この林道を整備した後の状況と、その後10年、20年後の状況を想定ではあるのですけれども比較しまして、一つは路網が整備されることによって、それぞれの利用区域内の森林に到達する距離が短くなります。つまり、森林で作業する方々の通勤の距離とか、あるいは直接的に集材する距離です。大きいのは集材する距離の短縮によりまして、材を生産する量が格段に変わってまいります。その辺を考慮しまして、木材

1 m³ 当たりのコストが縮減されていく。それを積み上げましたのが、この中に入っております。それから・・・

沼倉委員　　ちょっとわからなかったのが、例えばその後ろに計算シートがあって、トータルで11億という数字が出ているのですが、当初の資料の5枚目の表のところ、上に木材生産等経費縮減便益というところ、それで、例えば平成23年度が計算期間5年間というところ、その右側の方で年度便益が9,000万円と計算されていまして、その後、平成24年というのが出てくると、大体体積が余り変わらなくても年度便益が1,700万円に下がっていくわけですね。

森杉部会長　　なぜこういうことになったのかということですね。

沼倉委員　　もし時間がかかるようでしたら、次回に回答で結構ですが。

森杉部会長　　すぐできますか。

林業振興課長　　後ほどということで。すみませんが。

森杉部会長　　では、後ほどということでよろしいですか。この数字の問題は残っているのですけれども、それでも基本的にはこれはこの段階で事業を継続していただくという方向で審議を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

森杉部会長　　はい、それではそうさせていただきます。ありがとうございました。休憩いたします。

(休憩)

森杉部会長　　それでは再開いたします。

今度は、第2分科会での審議事業でよろしいですね。それでは、審議資料12番について説明お願いいたします。

行政評価室　　それでは、12番の湛水防除事業幡谷地区についてご説明申し上げます。評価調書は12番のインデックス、図面は6ページ、7ページをごらんください。場所は、松島町の幡谷地区となっております。本事業は、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止し、排水施設の機能増強を図るものです。事業内容といたしましては、排水機場が1カ所と、排水路が680mと980m、合計で1,660mとなっております。全体事業費は19億6,000万円。予定工期は平成9年度から平成22年度となっており、進捗率は50.8%となっております。

審議内容整理票の13ページをごらんください。⑦番で、この事業につきましては緊急性が求められており、進捗率も高いということで、特に附帯意見もなく、結構ではないかのご意見をいただいております。以上です。

森杉部会長 この事業につきましては、事業課からも追加説明はありません。田中先生の方から第2分科会についてのご意見をお願いいたします。

田中委員 先ほどの調書の中にもございましたけれども、この地域は従前より洪水の被害をたくさん受けているということで、緊急性も高いというご意見がございました。それから、例えば稲の場合には、3日間水につくと駄目になるというお話が高橋委員からございまして、その辺については、今回の事業を行うことによって、24時間で排水できるというような具体的なターゲットを持ってやられているというお話もございました。

それから、こういった農業関係の湛水防御の場合、河川事業とある程度同じような基準で評価してくださいというお話をしていました。この事業については、調書の4ページにあるようにB/Cが1.11ということですが、河川方式に基づいて評価を行うと2.88であるというようなご報告もございました。

以上を総合的に踏まえまして、妥当であろうという判断を下しております。以上です。

森杉部会長 ご質問、ご審議をお願いいたします。よろしいですか。はい。

それでは、原案どおり事業継続という形で審議を終わらせます。よろしいですね。ありがとうございました。

では、次は審議資料の13番から18番までですが、ほ場整備になります。事業全般にわたる指摘事項がありますので、一括説明をいただいた後に一つずつ審議したいと思います。

まずは、分科会審議概要について一括説明をお願いいたします。

行政評価室 それでは、審議資料の13番から18番まで一括してご説明申し上げます。最初に13番。評価調書の13番のインデックス。図面は7ページ、8ページとなっております。審議内容整理票は14ページ以降となっております。13番は、出来川右岸地区です。場所は、美里町の旧小牛田町と涌谷町にまたがる地区となっております。事業内容は、区画整理が345ha、暗渠排水が345haとなっております。全体事業費は33億5,000万円。予定工期は平成9年度から19年度となっており、進捗状況は91.6%です。

概要だけ引き続き説明いたします。

続きまして、審議資料14番、田尻第2地区になります。評価調書の7ページ、8ページをごらんください。審議内容整理票は15ページになります。場所は大崎市の旧田尻町です。事業内容は、区画整理が271ha、暗渠排水270haとなっております。全体事業費は43億8,000万円。予定工期は平成9年度から23年度となっておりまして、進捗率は77.2%です。

続きまして、15番、王沢地区になります。審議資料15番、図面は評価調書の7ページ、8ページになります。場所は栗原市旧一迫町です。事業内容は、区画整理が244ha、暗渠排水が151ha。全体事業費は48億円。予定工期は平成9年度から20年度。進捗率が89.8%となっております。

続きまして、審議資料16番の大里地区になります。図面は評価調書の7ペー

ジ、8ページをごらんください。場所は栗原市旧瀬峰町です。事業内容は、区画整理が215ha、暗渠排水213ha、全体事業費が30億円で、予定工期は平成9年度から20年度となっており、進捗率は70.7%となっております。

次に、審議資料17番の石森地区です。図面は評価調書の7ページ、8ページになります。審議内容整理票は18ページになります。場所は登米市の旧中田町です。事業内容は、区画整理が233ha、暗渠排水223haとなっております。全体事業費が35億6,000万円。予定工期は平成9年度から平成22年度となっておりまして、進捗率は66%となっております。

最後に審議資料18番、日根牛地区になります。図面は評価調書の7ページ、8ページになります。審議内容整理票は19ページになります。場所は、登米市の旧登米町となります。事業内容は、区画整理が93ha、暗渠排水が55haとなっております。全体事業費は26億2,000万円。予定工期は平成9年度から20年度となっておりまして、進捗率は92.7%となっております。

以上が事業概要の説明でございます。審議内容整理票の14ページにお戻りください。出来川右岸地区の審議内容整備票の⑨番に、ほ場整備事業全般についてということで、意見をいただいております。各地区のほ場整備事業後の将来の営農体系、営農形態をどのように計画し、それに向けてどのような形で誘導を図っていくかというような点について説明をするように求められております。これを一括して説明することとなっております。

以上で、簡単ではございますが、審議資料13から18番の説明を終わります。

森杉部会長 それでは、追加説明を県の方からお願いします。

農地整備課長 農地整備課長の関川でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、前回の第2分科会でご指導いただきました経営体育成基盤整備事業6地区の特徴を反映した営農ビジョンについて、あらかじめお届けしております追加資料に基づきましてご説明を申し上げます。

1枚ペーパーでお届けしてありますが、全地区一括でご説明申し上げてよろしいでしょうか。

森杉部会長 はい、どうぞ。

農地整備課長 それでは、ご説明申し上げます。

上段、審議資料13の出来川右岸地区ですが、米、麦、大豆の土地利用型作物については、個別担い手農家21戸で、地区の63.8%を作付する計画としております。特色として施設園芸、地区内に4.2haのハウス団地、これを本事業によって造成されたことを受け、7名の農家が構成するアスファ生産組合が設立されまして、コネギやハウレンソウが作付されています。コネギは涌谷のコネギとしてブランド化されており、その後、構成員が個別に規模拡大を図った分を合わせて、全体で5.2haほどとなっておりまして、平成16年度の生産額では約1億4,100万円ほどとなっております。今後さらなる生産の拡大を目指すこととしております。

次に、審議資料14の田尻第2地区ですが、土地利用型作物については、個別

担い手農家15戸と生産組織3組織で、地区面積の61%を作付する計画です。地区北部に位置する北小塩集落では、冬季湛水水田による環境保全型農業に一部3haで取り組んでおり、またイチゴの水路等の環境配慮施設を活用して、都市と農村の交流による田んぼの生き物フォーラムや、田んぼの生き物調査を実施して、消費者に顔の見える安全、安心な食糧生産基地を目指しております。

次に、審議資料15番の王沢地区ですが、米、大豆の土地利用型作物については、個別担い手農家13戸と生産組織2組織で、地区面積の60.5%を作付する計画でございます。2生産組織については、現在法人化に向けた集落営農組織を目指し、推進を図っております。野菜等の園芸作物については、農地集積による余剰労力を活用し、これまでの自家消費的生産から販売生産を目指し、現在一迫総合支所にある産地直売施設あやめの里で販売を始めております。

また、学校給食への供給を1年契約で行う生産組合も誕生するなど、さまざまな取り組みが行われ始めております。

次に、審議資料16番の大里地区ですが、米、大豆、牧草の土地利用型作物については、個別担い手農家12戸と、生産組織3組織で地区の64.6%を作付する計画としております。本地区は畜産が盛んな地域であり、畜産経営に欠かせない飼料作物の生産をほ場整備された水田で行うことで、購入飼料を減らし、畜産の低コスト化を図っております。

また、家畜排せつ物の堆肥化施設も建設され、生産される堆肥は地区内のほ場に還元されており、堆肥供給と稲わら交換の耕畜連携を深めております。このような連携によりまして、減農薬、減化学肥料による特別栽培米、藤ロマンを瀬峰ブランド米として確立すべく取り組み中でございます。

次に、審議資料17番の石森地区ですが、米、大豆、牧草、麦の土地利用型作物は、個別担い手農家19戸と生産組織2組織で、地区の63.9%を作付する計画でございます。耕畜連携による稲わらや飼料作物の畜産農家への供給体制の強化と、堆肥の活用による環境保全米への作付誘導や、トレーサビリティの徹底を、農業者と登米市、JAみやぎ登米、土地改良区が一体となり取り組んで、資源循環型農業を目指しております。

最後に、審議資料18番の日根牛地区ですが、米、大豆の土地利用型作物は、個別担い手農家3戸と生産組織2組織で、地区の62.8%を作付する計画ですが、米については石森地区同様、環境保全米への取り組みとなっております。地域の特産品種となっているニラについては、畑地を集約し、2.1haの団地化を図っております。今後は、品質向上や市場へ安定供給できる体制を整えるため、担い手を中心に生産者の組織化や作付拡大等の調整が進められております。

資料については以上でございますが、このビジョンに向けての誘導というお話がございまして、資料として整理されておりましたが、県では農地集積指導センターを設置しておりまして、これは県庁、地方公所、土地改良事業団体連合会、あるいは県の農業公社、それらが一体となりまして、地元の土地改良区、市町村、それから各地区にございます土地利用調整推進会議、こういったものを活用しながら着実に農地集積を図って、営農コストを下げていくという方策をとっておりますので、それが担保といたしますか、そういうふうに県では考えております。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。

ただいま、追加説明は部会の方で要望されたのですけれども、第2分科会のご担当の委員の先生方、ご質問、ご意見はございませんか。あるいはよろしいでしょうか。十分な説明であると判断していただきましたでしょうか。そういうことについてのご質問ですが。もちろん、ほかの委員の方々もご質問等ございましたらお願いします。

集積率が63%ということですよ。個別農家が21戸あるけれども、その担い手として、60数%の土地を生産性のある担い手の農家の人たちが行いますよと、こういうことですよ、これは。

農地整備課長 はい。

森杉部会長 そうすると、担い手でない人たちは、一体この計画の中ではどんなふうな取り扱いになるのですか。

農地整備課長 これは、担い手の方々に委託する形が主でございます。

森杉部会長 すべてですか。

農地整備課長 いや、いわゆるこの出来川右岸で言えば、(農地の)64%ほどが21戸で経営することになるのですが、それ以外の土地利用型については、やはり自分でやると。

森杉部会長 そういうことですね。だから、生産性のある部分は、この64%がカバーできているけれども、残りの30何%は生産性がそれほど向上していないというふうに解釈していいのですかね。

つまりこの計画ではすごく生産性が上がることになっているじゃないですか、ほ場整備すると。両角先生の質問は、多分、計画どおり本当に上がりますかと、こういう質問じゃないかと僕は思ったのです。そうすると、この数字から64%分は生産性が向上しますけれども、残りは生産性が向上しませんねということですかね。非常に意地悪な質問をしておりますけれども。

農地整備課長 ここのほ場については、それぞれ区画等も大きくなっておりますので、それなりの営農経費節減効果等はあるわけでございます。

沼倉委員 18番の日根牛地区は、他と比較しますと担い手農家の数が少ないように思うのですが、これは集積が可能なのでしょうか。答えにくい質問なのかもしれませんが。担い手農家3戸と生産組織が2つで、合わせて5つというような構成のようですが。

高橋委員 ここは、他の地区に比べると面積がずっと小さいので、地図を見てもらうとわかるのですが、北上川と山に囲まれて、面積が他の耕地のよりも3分の1とか4分の1ぐらいの面積なのです。

農地整備課長 今、高橋委員がおっしゃったように、ここの面積は100haを切っておりまして、それなりにそもそもの農家戸数が201戸ですか、全体で。そういった中で考えますと、この3戸、それから生産組織5戸というのは、特に少ないという数字ではないというふうに考えております。

沼倉委員 はい、了解しました。

高橋委員 ほ場整備が進んで、今の新農政では、農協と役場と各農家とが話し合っ、ここ5年間のうちに集積が進むように、担い手に任せるとか、どうしても自分でやりたいとかと、今一生懸命に集落を回っているような状態で、5年の間にきっとあきらめる人とか、資本投資してでも大きくやりたいとかというのが大体姿が見えるようになると思います。それで、やはりこの数字、60%台の集積率も大分進むと思います。

森杉部会長 8割とか、9割とか。

高橋委員 ええ。

山本委員 一つだけ。基本的には、こういうことは大事だと思うし、状況は先ほどの高橋委員のおっしゃるとおりだと思うのですが、追加資料の集積率63.8%と裏側を見ると、集積目標63.8%で、率と目標という言葉に同じ数字が使われているのですが、これ両方とも目標ですよ。そうだとしたら、多分こちらの資料で両角委員が質問されていることに対しては、現在のこの主体に対する集積率があって、この事業が終わった後の目標が63.8%。いくつとかという形で出してもらって、それに対してこうやって上げるために、先ほど高橋委員から話があったように、こういうことを今取り組んでいますというふうに説明していただければわかるのですが。目標だけだと、それが上がっているのか下がっているのかよくわからないので。

農地整備課長 大変申しわけございませんけれども、追加資料の方は、今おっしゃったようなことしか書いていないのですが、個別の評価調書の中の2ページあたりに集積の目標と現時点での達成率が全部表示されております。資料17の2ページですね。

加藤委員 中には計画を上回っている所もありますね。

森杉部会長 (審議資料17番の石森地区では) 現在では57%だけど、目標は63%という意味において8割とか9割とか、こういうことですか。そうすると、高橋委員がおっしゃったような、一生懸命努力して、最終的には65%という数字ということですか。

高橋委員 これはあくまでもその着工年度時点の計画であって、去年だか国の政策が変わって、下手すると100%を達成しないと、そこの地区には国からの補助がおり

ませんよということになっているので、5年後までには約90から100近くにならないと農業が成り立たないのですよ。趣味でやっている人はいいでしょうけれども。

徳永委員　　そういう意味で、これらの事業は、いずれもそんなにB/Cは高くないわけですが、それは現在の集積率を前提にして、B/Cをはじいてそうなるよということの理解でよろしいのでしょうか。昨年度も何か、担い手の集積とB/Cのはじき方というのは、ちょっと別々の出し方をしていたような気がしたのですが。必ずしも担い手がその目標を達成するしないということと、B/Cの値は別物ということでしたでしょうか。

農地整備課長　この年度の採択地区にあつては、若干違うような格好になっていまして、最後の到達点といいますか、その辺を目指したB/Cを考えておりました。最近では一致するようになっているのですけれども。いわゆる集積率と効果です。

徳永委員　　要は、例えば今1.02とかというのがありますけれども、これがその目標を達成できなければ1を切ってしまう危険性が高い。あるいは目標どおり100%になれば、B/Cはもっと大きくなるということなのか。それとは関係なく、やはりずっと、1.02ぐらいなのかということなのですが。

農地整備課長　この地区にあつては、そのままの数字ということのようです。100%になっても同じということです。

森杉部会長　　想定した数字になっているわけですね。効率性が一律に上がるという計画。計画どおりの効率性が上がるということですね。計算の仕方としては。

徳永委員　　昨年、事後評価の中でいろいろ議論させてもらった話では、やはりそういう担い手で規模が大きくなることによって、生産効率はずっと上がるのでしょうか。それを反映したような計算方式をしないといけないのではないのかなというようなことも前回見えてきたのですが、ただそこら辺の原単位がまだそろっていないという問題があつて、技術的にはちょっとまだ、そういう出し方をするのは難しいのかなという話だったような気がするのですけれども。ちょっと、私も記憶があいまいなのですが。

だから、今現在の出し方だと、B/Cは低いけれども、きちんとそこら辺が考慮されれば、意義ある事業になりますよというような説明ができれば問題はないかと思うのですが。

ただ、1点引かかっているのは、ha当たりでいくら事業費がかかっているのかなということで今計算してみたのですが、970万円から2,800万円まで、相当開きがあります。この違いが何で出てきたのかなということをやっと質問したいのですが。

一つには、土地の地形の条件で、やはり後から出てきた事業というのは、やはり効率が悪そうな地形といいますか、谷筋にも全部整備していかなくてはいけないというようなところがあるので、そこら辺で対整備費との関係でみると、ちょ

っと効率が悪くなってきているのかなという印象があって、その辺、担い手育成ということと、全部がその担い手等に集約されるのであればいいのですが、最終的にも残るということであれば、どこまで、言ってみれば効率の悪いところを整備していくのかというところがちょっと気にかかってくるころではあります。

田中委員 分科会の中でも話をしたのですが、実はここに並んでいる6事業の中で最後のもののみ、ちょっと事情が違います。県の方からご説明いただいた方がいいのかもしれないけれども、審議内容整理票の19ページの⑨です。ここに回答として書いてありますけれども、今までの地区の北側については、羽沢川から取水していたけれども、不安定なため北上川から直接取るということで、そのためのポンプやパイプラインなど大規模な設備を設置しているというのがこの事業の特徴で、その点が他の事業とかなり違います。そういった絡みで事業費がかなりかかっています。それから、北上川に近接ということで、国とのいろいろな協議があり、それで遅れているというような事情があって、そういう点で他の5つと特徴が異なっています。

あともう一点は、他の5つはいずれも当初の事業費に比べて途中で事業費が下がっています。その点に関しては、入札制度改革によって請負差額が大きかった、あるいは物価スライド等の自然減です。それもB/Cを高める要因になっているだろうということなのです。ただ、最後の案件については、ポンプなど大規模なものが入っているので、値段が下がるという要素が余り働いておらず、B/Cの違いが出ています。

森杉部会長 ちょっと先ほどの、徳永先生の質問で僕はわからなかったのですが、現在のB/Cの計算の仕方は、特に便益の計算の仕方は、この集積率に比例した格好で便益が計算されているのですか。それとも、集積率とは無関係に一定の原単位を用いて計算されていますか。こういう質問をしたいのです、私としては。

徳永委員 確か区画で決まるのですよね。

森杉部会長 区画でしたね、そういえば。

農地整備課長 採択年で考え方が変わっておりまして、17年からの採択については、まさに集積率に応じてどんどん増減するような形になっておりますが、それ以前については、一定の決まりの中でやっています。

森杉部会長 最近から変わってきたということですか。

農地整備課長 すみません。17年度ではなくて18年度からだそうです。

森杉部会長 そうですか。では、ここは一律的な考え方で計算してある数字ということですね。今後は、採択の段階の考え方が違っているから、違った形でB/Cの計算が行われると、ということですか。

農地整備課長 はい。

森杉部会長 そうすると、前のものも計算してほしいなという感じもするのですが、遡って。そうすると、事後評価としても、あるいは最後評価としてふさわしい計算になると思うのです。作業は大変になるのはわかるのですけれども。公表するとなるとちょっと問題になるかもわかりませんが。

農地整備課長 18年度から見直しをしたのは、昨年度の評価を受けて変えたということなのですが、非常に作業が大変だということもありまして、できれば18年度以降のものについて、そうさせていただきたいと思うのですが。

森杉部会長 再評価の調書においても、新しい考え方を採用したB/Cの値は、来年度から出てきますよということですか。そうすると問題ではないかと言いたいわけですか。数戸でもいいと思うのです。サンプリングで。

農地整備課長 事業完了後の事後評価ということならば計れるのですが、途中でつかむというのは、非常に動きがある中で、大変だということなのです。

森杉部会長 昨年度も、事後評価というよりは、ある種の特定のところについて、事後的に一定のケースについて、実態の評価として効果を見たのであって、ある一定の部分だけのもので、事業全体の事後評価というのは行われていないんですね、まだ。去年も。

農地整備課長 そうですね。

森杉部会長 去年も一定の想定した優秀な農家の場合にどうであったかという、そういう結果は大変興味深い結果が出ていたと思いますけれども、ある特定の圃場整備の事後評価というのはやっていないですよ、まだ。

高橋委員 まだ完了していないので、要は完了しないと結果が出ないと思うのです。完了しないということは、面工事が終わって、U字溝を入れて暗渠を入れてという一環の流れが全部終了しないことには、ブロックローテーションにもなっていないし、畑や田に自由にできないんですよ。

だからもし、こういう試算をやるとすれば、もう何年前にきちんとほ場整備が全部終わった地区を数字で追ったりしないと難しいと思いますけれども。

森杉部会長 いや、これは計画とか予測をやるのですから、必ず事前にこういうふうになっていくだろうという想定のもとに数字が出てくるのです。ですから、仕様がなしなのです。必ずやる前にこうなるだろうという想定をしなければならないのです。事前評価とか再評価というのは、交通でも何でもそうなのですけれども、将来を予測して、ある種の計画として、終わった時のことを想定して事前に計算するのです。だから、本当ですかと言われると、やはりいつも実現性はどんな事業であっても問題になることが多いのですけれども、ここでもその問題があるのですが、

ここでの一番のポイントは、想定は想定なのですけれども、現在のマニュアルは一律的に生産性が向上するという形で、一律的な生産性の向上に基づいて計算しているわけです。ですから集積率と直接関係ないような数字が出ていると。今後のマニュアルでは集積率に比例した格好で、生産性が向上するようなそういうマニュアルになっていますよと。こういうことなんですよ。だったら、何とかケーススタディーで計算できないでしょうかというふうに思ったのですよ。今回、やれというのではないですよ。

山本委員　　今の部会長の話と同じですが、単純にこの平成18年度からはそういう想定でマニュアルをつくられているので、古いものをそちらでやられると、さっきの高橋委員の話でいけば、6割ぐらいの集積率が恐らく計画終了後に100%になるということになれば、B/Cはほぼ間違いなく上がると考えていいわけですから、そうしたら今年度以降ぐらいのこういうものが出てきたときに、一応その参考資料でそういう数字もつけておくことで、どうしても農林関係のB/Cというのは低く出てきがちですから、むしろその18年度からの新しい想定に基づけば、今までのやり方だったらこのぐらいなんだけれども、もう少し効果が高いと見込まれるという数字が出てきた方が、事業実行上もいいのではないかと思うのですが。

テクニカルにできないということなのか、それとも先ほどのお話しみたいに終わってみたいとできないというのはちょっとわからないなという気がするので、今年度のものはいいと思うのですが、次年度以降はそういうことというのは不可能なんでしょうか。

沼倉委員　　採択年度でB/Cの計算過程が違うというのは、ダブルスタンダードですので、公正な評価ができないというのが正直な感想ですので、やはり次年度以降検討していただきたいと思います。

森杉部会長　　ぜひともお願いしたいのは、新しいマニュアルを採用するに当たって、それを過去のある一定のモデル、計算したものに適用してみると、どういう結果が出てくるか。そして比較してみるとどんなふうに違うかと。こういう資料をぜひともつくっていただいて検討をお願いしたいと思うのです。そうでないと、マニュアルが変わったことが一体どういう結果で変わってくるのかと、全くわからないまま審議を始めねばならんことになりますから、少なくとも今回のこれについて、どこかでこれまた過去のものでもいいのですけれども、どこか二、三カ所とって、それで新しいマニュアルと旧マニュアルと比較して、どういうふうに違ってくるかという作業をぜひともお願いしたいと思います。それを公表するかどうかはいろいろと問題があるかもわかりませんので、その結果が出た後でお考えいただいて結構ですので、ぜひともそういう作業を進めることについてのご検討をお願いできませんか。

農地整備課長　　効果の把握の仕方というのはいろいろあるようなので、後で相談させていただけないでしょうか。やり方について。

森杉部会長　　わかりました。ぜひとも基準の違いがよくわかるような検討資料をよろしくお

願ひ申し上げます。

この件は、これで終わります。ほかにいかがでしょうか。

沼倉委員 両角先生の意見の中で、審議資料18番ですが、B/C1.0にきちんと達成できるソフトが整備されているかの説明をしてくださいということで、県のご回答が資料を作成して報告しますとなっています、その資料がこの1枚、この1部ということになりますか。

農地整備課長 ちょっと勘違いだったと思うのですが、申しわけないのですが、資料は作成されておりません、先ほど言葉でご説明申し上げたのですが、県の方のバックアップ体制といいますか、集積指導センターなり、先ほど説明しなかったのですが集積アドバイザーとか、いろんなツールを利用して集積率を上げることにしておりますので、この辺については大丈夫だというふうには思っております。改めてその資料ということになりますと、今申し上げましたような組織体制とかそういうことがソフトということになるかと思ひます。

沼倉委員 今日は残念ながら両角先生お休みですので、次回で結構ですので、追加資料での提出を希望いたします。

徳永委員 ソフト対策をお願いするということは、要はそういう担い手の集積が上がるとか、そういうことを期待してということだと思ひます。ということは、区画を大きくするハード整備でB/Cが出てくるだけですよということであれば、何もそういうソフト対策は必要ないわけですから、だとすれば恐らく両角先生も、担い手への集積率が高まることによって利用効果が上がっていくということをきちんと説明してくださいということだと思ひます。そうすると、先ほど部会長が言われたような資料というものは、やはり参考として出さざるを得ないのかなという感じがするのですが、先ほど申しわけないのですが、資料は作成されておりません、先ほど言葉でご説明申し上げたのですが、県の方のバックアップ体制といいますか、集積指導センターなり、先ほど説明しなかったのですが集積アドバイザーとか、いろんなツールを利用して集積率を上げることにしておりますので、この辺については大丈夫だというふうには思っております。改めてその資料ということになりますと、今申し上げましたような組織体制とかそういうことがソフトということになるかと思ひます。

森杉部会長 次回でいいですから、今のソフト対策としての資料は用意していただけますか。公表されるという前提のもとで資料作成をお願いいたします。

農地整備課長 はい、わかりました。

森杉部会長 それでは、他にございませんか。それでは、追加資料の問題は置いておいて、田中先生から分科会の意見をお願いします。

田中委員 それでは、まず13番の事業です。先ほども発言しましたが、全体的な事業費が下がっていて、全体のB/Cを押し上げているようなところがあります。もう一つは、進捗率が91%と、かなり事業が進んでいるのが特徴だと思ひます。

先ほど来の議論になっていますけれども、他の事業も含めて、ソフト対策について話をお願いしたいということをお条件にして、基本的には継続でいいのはないかということです。

森杉部会長　　そうすると、次回参考資料を出していただくということで、全案件を継続とする意思決定をここでやってしまっていていいですね。それで、継続でいいのですが、次回、参考資料を説明いただくことと、その効果を実現させるようなソフト対策を推進していただきたいという附帯意見つきで、事業継続としていかがですか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

はい、ありがとうございました。それではまた休憩します。

（休憩）

森杉部会長　　それでは、第3部会の審議事業です。これ以降の事業はすべて水産基盤整備事業であります。初めに、水産基盤整備事業全般にわたる指摘事項がありますので、説明いただいた後に個別の事業に入っていきます。

それでは、事業全般部分につきまして、ご説明をお願いいたします。

行政評価室　　まず、質問の中身を説明します。審議内容整理票の20ページをごらんください。こちら、気仙沼漁港のページになるのですが、1、2、3番までは水産基盤整備事業全体についての意見をいただいております。3番の方で、将来の漁船隻数と漁業経営体数の将来予測について説明するようにとの意見をいただいておりますので、これについて説明いたします。

漁港漁場整備課長　　補足説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

水産業における現状と予測値というタイトルで、宮城県の漁港なのですが、その数は県営が27、それから市や町の、市町営が115で合計で142の港、漁港がございまして、長崎県とか北海道、愛媛に次ぎまして全国第4位の漁港の数を誇っておりますが、県内の利用漁船の隻数というのは、それから漁業経営体数につきましては、この1ページに示すとおり、減少傾向にありまして、将来予測につきましても減少が予測されております。将来の予測につきましても、平成12年から平成16年までの実績の値をもとにしまして、近似曲線式を用いまして将来の予測値を算出してあります。

平成16年と比較しまして、利用漁船隻数につきましては、平成25年で3.5%の減少。それから漁業経営体数につきましては、平成25年で9.2%の減少を予測しております。全国的には当県同様の減少の傾向を示しております。その要因といたしましては担い手不足などが考えられております。各漁港ごとの推計につきましては、その裏の2ページから5ページに記載しているとおりでございまして、グラフの赤色の線につきましては、平成12年と比べて減少傾向にあるもの。それから青の線につきましては増加の傾向をあらわしています。利用漁船隻数及び漁業経営体数とも半数以上が減少傾向を示しており、残りの地区については微増から横ばいという傾向を示しております。

以上が現状と予測値でございます。よろしく願いいたします。

森杉部会長　　ご質問どうぞ。

その次の4ページもそうですね。5ページが経営体数ですね。（「そうです」

の声あり)それから、その次の6ページは、「6と7は一緒にしたグラフでわかりやすいように示してみました」の声あり)わかりました。
遠藤委員、こういうことでよろしいんですね。そんなに数が落ち込んでもないのですね。結構コンスタントな安定的な経営がなされているという感じですね。

漁港漁場整備課長 これは、先ほども説明したとおり、平成12年から16年までの実績値をもとに、近似曲線式をもって線を引いて予測してございますので、そういうことでございます。

森杉部会長 なるほど。そういうことね。はい、わかりました。では、この件は質問ございませんね。
では次に、気仙沼の資料番号19番。これからご説明をお願いいたします。

行政評価室 それでは、審議資料の19番。気仙沼漁港についてご説明申し上げます。
評価調書は19番、ページは6ページ、7ページが図面となっております。審議内容整理票は20ページです。

7ページの図面の方をごらんください。本漁港は、魚市場前地区、浪板地区、前浜地区などに分かれておりまして、一番大きな魚市場前地区の事業内容といたしましては、駐車場として利用する予定の人工地盤整備事業、-6m岸壁補修事業などが主な事業内容となっております。全体事業費は40億円で、予定工期は平成14年度から平成23年度となっております、進捗率は26.5%です。

審議内容整理票の方の20ページをごらんください。この漁港につきましては、④でまず事業内容の変更の内容について補足説明を求められております。また、⑧でハサップ対応による漁獲物の付加価値化の効果について競り値の変動などを今後調査することとの要望が出ております。全体といたしましては21ページ、⑩のとおり、問題はないのではないかという意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

森杉部会長 今回問題になったのは、④のところですけども、これはご説明いただけますか。

漁港漁場整備課長 事業内容の変更があったのですが、その変更内容の資料を添付していなかったということで、今回新たに同じく補足説明資料の8ページに変更内容の内訳の資料を添付いたしました。この内容につきまして説明いたします。

今もお話があったのですが、当地区は平成14年度に当初計画を策定しまして、平成16年に事業計画の変更を行っております。主な変更の内容につきましては、気仙沼魚市場前の-6m岸壁改良の追加、それから人工地盤及び浄化処理施設の事業費の見直しによるものでございます。-6m岸壁につきましては、概要図にもございますように、栈橋の構造となっております、施設建設後30年を経過しております。そのために、施設の健全度の調査を行った結果、大分老朽化によりまして施設の安全が保てないということが確認されましたことから、事業計画の変更をいたしまして、-6m岸壁の改良を追加したものであります。以上でございます。

森杉部会長 6 m岸壁の追加と人工地盤の経費節減。経費節減は、用地を狭くしたのですか、あるいは舗装でしたか。

漁港漁場整備課 人工地盤の計画の減額の内容は、基礎地盤を調査した結果、基礎工が変更になりまして、その分の事業費が削減になりました。

森杉部会長 地盤がよかったということですか。よかったですね。わかりました。はい、この件よろしゅうございますね。

それでは、原則的に、分科会としては継続が妥当ではないかというふうに判断いたしました。もちろん気仙沼漁港は日本有数の漁港でもありますし、ますます生産性を上げていただく必要があるというためにも重要な事業だと、こんなふうに認識しております。

ご質問、ご審議のほどをお願いいたします。

加藤委員 進捗率が余り高くないのは、何か原因があるのですか。

漁港漁場整備課長 人工地盤の整備と、それから－6 m岸壁の改良につきましては、既設の部分を、水揚げをしながら片一方ではそれを直していくという関係上、どうしてもワンスパンごとに移動しながらやっていくという必要があります。ですから、そういった魚市場の利用をしながらやるというためには、どうしてもそういった事業のスケジュールになるということでございます。

加藤委員 今後もそういう形になる訳ですか。あるいは今後は少し進捗率が早まるとか。

漁港漁場整備課長 大体同じようなペースで、今の人工地盤と－6 m岸壁の改良につきましては、同じスケジュールになると思います。ただ、それ以外のものにつきましては、また別途考えられます。

徳永委員 人工地盤に関してなんですが、実際にはどういう車が利用するのかということと、この整備の便益はどういうふうに算定されているのか教えていただきたいのですが。

漁港漁場整備課長 人工地盤を利用する車というのは、いわゆる魚市場に出入りする買い受け人とか、それからそこに働く従業員の方とかの車です。

徳永委員 魚は1階から2階にエレベーターで上げるんですか。

漁港漁場整備課長 それは、荷捌で対応しますので今のところは考えておりませんが、ただ市の方で対応しておりますいわゆるハサップ（H A C C P）対応の魚市場の中では、その辺ちょっと詳しくはわかりませんが、上の方まで運んでくるというのは今のところないです。

徳永委員 そうすると、荷捌場は荷捌場で別にあるわけですか。

漁港漁場整備課長 その下側が荷捌場になります。

森杉部会長 2階建てということですね、人工地盤といたって。要するに、2階駐車場ということでしょう。

徳永委員 要は、ちょっと心配しているのは、せっかくそういうふうに整備しても、1階を使い続ける人がいっぱい出てきやしないのかなと。

漁港漁場整備課長 中には車が入れないようになります。資料の8ページに人工地盤の標準横断図というのがありますけれども、その横断のとおり、一番上側がちょっとひさしがさしておりますけれども、そこが人工地盤の屋根部分に駐車スペース。下側はいわゆる魚市場、競りとか、荷捌を行う場所になりますので、すぐ下に車が入り出すというようなことはありません。

徳永委員 ですから荷捌とかで、下に行くわけですね。（「そうです」の声あり）
だからその荷捌の車が、時間までずっと待機してくれるのかどうか。下に止めっ放しで、上が使われないで終わるといようなことはないのかなと。

漁港漁場整備課長 ですから、その下側といいますのは、水揚げした魚を並べたり、そこで区分けしたりするところですので、そこには車は入れないのです。搬出するための車は入りますけれども。

徳永委員 図面がないので、さっぱりイメージがわからないのですけれども。

森杉部会長 もう少し詳しく説明いただけますか。具体的にどういうふうになっているか。

漁港漁場整備課 現在の気仙沼漁港の利用状況ですけれども、駐車スペースが全くないために、すべて漁業活動される方は路上駐車となっています。今、委員がおっしゃられたとおり、そのような運搬車両もすべて路上駐車となっていますので、一般の通行車両にも影響があるということで、交通上非常に問題になっています。それがために、新たに用地を求めるのではなく、その市場の2階を駐車場として整備することによって、1階を荷捌、そして2階を駐車スペースとするというのがこの事業の役割なのですけれども、今言われたとおり、そこで活動する車については、基本的には路上駐車を認めないということですから、2階の駐車場を利用するということになります。ただし、運搬する際においては、荷捌されたものを遠距離輸送のために下に移動するとか、そういうことは当然出てまいります。

徳永委員 そのときに、その人工地盤を整備したことの便益といいますか、メリット・デメリットがどういうふうに整理されているのかなということなのですけれども、要するに、今までだったらそのまま1階に直接行けばよかったというのが、一遍

2階に入ってまた1階に行かなくてはいけないという、そういう手間がふえるデメリットがあるかもしれないし、それと路上駐車の影響で通行が悪くなっていたということであれば、そこの走行速度が上がるというか、それによる便益があるだろうし、そういうような差し引きで考えて計上されているのか。どういう形で計上されているのか、全く計上していないのか。そこら辺がぜんぜん見えてこなかったものですから、教えていただきたいということなのですけれども。

漁港漁場整備課 資料19の23ページになります。この中で1-3ということで、岸壁用地等の整備に伴う出漁準備作業の削減。1-3-1ということで、魚市場前地区岸壁利用漁船の陸揚げ時間の削減の中で、漁港施設用地ということで、(人工地盤)という項目であります。

この中で、計算経過ということがございますけれども、南側市場は老朽化が著しく、また手薄であるために、陸揚げ時には人や作業機械が入り乱れ、非効率な作業状況となっております。また、南側市場周辺は、駐車場用地が少なく漁業関係者の車両は道路に不法駐車されており、漁獲物搬送トラックの運行に支障を来しています。このため、陸揚げ、荷捌、陳列、競り、搬出といった一連の作業が非効率となり、その結果、陸揚げ作業に影響し、余計な時間がかかっています。人工地盤並びに道路を整備することで、効率的な陸揚げ、荷捌、陳列、競り、搬出作業が可能となり、陸揚げ漁船の回転率が向上し、この岸壁を利用する漁船の陸揚げ時間が削減されます。この岸壁の効率がよくなることで、一本釣りの陸揚げが終わった後、ほかの魚種の利用にできるなど、魚市場北側、南側岸壁を利用する漁船全体が効率的となり、陸揚げ時間が削減されるということで、便益を算出しております。

森杉部会長 ついでに算出の仕方の表の説明もしてください。

漁港漁場整備課 ここにおいては、気仙沼漁港における漁業種類が左の欄にありまして、利用の漁船数、11年度の実績数を計上しております。そして、平成13年度の利用予想隻数を計上しております。これにおける作業、乗組員人数の、整備前と整備後における時間の短縮をここで示しております。それぞれの労務単価を掛け合わせまして便益額を積み上げしているものであります。

徳永委員 そうすると、船からの陸揚げのところだけで計算されているわけですね。(「はい、そうです」の声あり) 那ご説明だと、人工地盤の効果というのが、本当にそんなに3分の1から6分の1にも短縮されるほど劇的な変化なのかなというのが、若干疑問がわくのですけれども。

漁港漁場整備課 漁港の事業費は、人工地盤と道路と一6m岸壁の改良の事業費をすべて足したものを加えたものが、全体の事業費になっておりまして・・・。

徳永委員 いや、時間の削減ということですが、事業費ではなくて。

漁港漁場整備課 時間については、陸揚げだけの削減です。

徳永委員 ですから、それが本当に3分の1にも短縮できるんですかということですけども。

漁港漁場整備課 これは、地元の利用者等のヒアリングの中で確認した数字となっています。

森杉部会長 一体化して計算するという方式を採用しているわけですけども、実際、駐車料金は取っているんですか。

漁港漁場整備課 駐車料金は、整備後、指定管理者制度によって気仙沼市が管理することになると思いますが、利用につきましては、駐車料金を徴収する予定です。それにつきましては、施設の維持管理に充てる予定で考えております。

森杉部会長 これはこれで、こんなものでしょう。3分の1程度削減されるんですね。これ、3分の2になるということですね。（「はい、そのとおりです」の声あり）そうですね。ヒアリングしたら、3分の1から6分の1ほど下がりますよと。

ほかにどうぞ。よろしいですか。それでは、これは分科会の意見どおり継続妥当というふうに審議結果とします。よろしゅうございますね。はい、ありがとうございました。

次、20番いきます。よろしく申し上げます。

行政評価室 それでは、調書番号20番の波路上漁港について説明いたします。

インデックス20番の5ページ、6ページが図面となっております。審議内容整理票は22ページとなっております。場所は気仙沼市波路上漁港となっております。本事業の事業内容は6ページの図面をごらんください。本事業の事業内容は、防波堤、-2m物揚げ場、用地埋め立て、道路整備などとなっております。全体事業費は15億4,000万円で、予定工期は平成14年度から平成23年度となっております、進捗率は49.4%です。

審議内容整理票22ページをごらんください。本事業では、まず2のとおり波路上地区マリノバージョン拠点漁港漁村総合整備事業、と申しますのは、6ページの方の図面で今回の事業箇所が赤色でございまして、この隣の黒色の着色の部分の埋め立て地になるんですけども、こちらの事業と今回の事業との関係といえますか、その辺がちょっと明確に書かれていませんでしたので、この辺の説明を補足する必要が指摘されております。

また、それと関連いたしまして、③の方でこのマリノバージョン計画による埋め立て土地利用の問題について、しっかりとやっていただきたいというような意見をいただいております。

結論的には⑤で、この事業については結構ではないかとの意見をいただいております。以上で説明を終わります。

森杉部会長 これは、付帯意見もないですね。調書の訂正ですね。

漁港漁場整備課長 2ページ目の事業をめぐる各種計画構想などについて、波路上地区マリノ

バージョン計画を記述しておりますが別記様式第1号の審議資料20、左の方に赤で書いてある部分の真ん中辺ごろです。事業をめぐる各種計画構想などについてというところなのですが、こちらの記述を一部修正をいたしまして、赤の着色部分のとおり、今回の事業評価の対象外となるが、現事業計画以前の取り組みとしてということで、この一部修正をいたしました。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。

分科会としては、これはもう継続妥当ということであります。マリノ計画につきましても、付帯意見をつけるかどうかということもあるかも知れませんが、こうやってこの中に、調書の中に問題だということも指摘してありまして、検討するということになっていますので、このままで継続というふうにしたいと思っております。

ご質問、ご意見お願いいたします。

沼倉委員 そのマリノバージョンの計画というのは、もう既に終わっている計画なのですか。完成している工事なわけですか。

漁港漁場整備課長 マリノバージョン計画そのものについては、平成6年に新マリノバージョン拠点交流促進総合整備計画の対象漁港に指定されまして、この地域におきまして都市との交流とか、漁業と協調した海洋レクリエーションの振興とか、それから自然環境の保全、それから豊かな生活環境といったものを主な観点としたふれあい整備計画を策定いたしまして、当該計画の推進を図ることとしておりました。この計画では、現在あります県の気仙沼水産試験場とか、それを核として活魚施設とか、フィッシャリーナ施設など含めた漁港整備とか、歴史的資源とか自然環境の活用を行うこととしておりましたが、既に平成6年から工事を着手しておりまして、用地造成は終了しております。ただ、上物の計画施設につきましては、近年の県財政の逼迫の状況から、当面建設の凍結がなされております。

沼倉委員 この事業のB/Cの計算には、その計画等については、全く関係なく、事業独自で計画されているわけですね。（「入ってございません」の声あり）はい、わかりました。

森杉部会長 空き地のままでほったらかししておくから問題なわけで、埋め立てをやって、だれも使ってくれないパターンですが、結構あるのですよね。県も大変苦慮されておられるのだと思いますよね。県の力で何とかかなというものでもないですからね、こうなってくると。これ、お金を借りてやったのでしょうか、県ですか、企業局ですか。

漁港漁場整備課長 一部補助事業もございますけれども、非常に海面が浅くて、逆に言うとそれがいい漁場だったのですけれども、そこをつぶして埋め立てしたんですが、その埋め立ての材料というのは、例えば国道のトンネルの残土とか、そういった公共事業の残土を活用しておりますので、埋め立ての事業費というのは

余りかかってないです。

森杉部会長　では、起債を起こすことなく、公共事業でやったわけですか。漁港関係はそういうことができるのですか。わかりました。借金はないわけですか。それだけまだ救いですね。わかりました。

徳永委員　ちなみに、その場所がどこなのかということと、そこは全くの空き地で、全然利用されていないのかどうかなんですけれども。

漁港漁場整備課長　現在は、先ほども申しましたように、建設残土を活用して埋め立てしたわけですが、若干山積みのような状況で、そういう受け入れ地になっておりまして、まだ活用するためには敷き直しとか、そういったものが必要になります。場所は、波路上の、岩井崎というところの、（「参考資料の3の写真の方をごらんください。10ページ、右肩括弧書きのページの10ページの写真を見ると」の声あり）現況写真の一番下の方の南側の方が岩井崎というのが有名な、そのちょうど北東の方向の部分です。

森杉部会長　埋め立てたところが結構大きいのですね。

徳永委員　埋め立てですか、これ。（「一部埋め立てです」の声あり）ということは、後ろの埋立地の用途がないのであれば、前に出す必要はないのではないかなという議論はないのですか。

漁港漁場整備課長　赤の部分は、半分ぐらいのラインまではできております。

森杉部会長　10ページの写真と6ページの対応ですね。問題はそこでしょう。

漁港漁場整備課長　前年の部分のこの平面図で赤く全部着色しておりますが、3分の1がいわゆる埋め立ての部分で、図面でいうと下側の方は浚渫するエリアで赤くしてあるのです。ですから、埋め立ての部分はもう終わっております。浚渫が残っている。

森杉部会長　これは、何で埋め立てをやったんですか。前の用地を使えばいいじゃないですかと。徳永先生、そういうことを言っているのでしょうか。（「そうです」の声あり）できているのだから仕方ないけれども、何でこれを使わなかったのですか。やはり使うわけにいかなかったのですか。

漁港漁場整備課長　そのときの利用計画がまだ明確でなかったということなんです。

森杉部会長　分科会では全然気がつかなかったけれど、どういう状況でこういうことになったのですか。あるいは、もともとこの既存の埋立地を使うこと自身が不可能な状況だったのですか。

漁港漁場整備課 黒の着色部分につきましては、マリノバージョン構想という位置づけがまだ残ってしまっていて、それで赤の部分についてはまさに漁業施設用地、物揚げ場として活用するというので、計画が全く違うものなのですね。性格的に。それでマリノバージョンにつきましては、現在まさに凍結されておまして、現時点では、結果論としては、この用地を使えばというお話だと思うのですが、この時点では、全く両方の計画が並行して進んでいたということでもあります。現在のマリノバージョン構想につきましては、気仙沼市で、有識者において、地元の利用者も含めてワーキンググループをつくっておまして、その利用計画等について検討しているところです。

森杉部会長 微妙な問題ですけども、非常に投資効率がもったいないね。正直なところ。幸い、おっしゃったように浅瀬だというお話でしたから、事業費そのものはかかっていないようなのですが。その辺は救いなんですけれども。

田中委員 逆に、浚渫しないと使えないということですよ。効果が発現しているという書いてありますけれども、浚渫しないと使えないから効果が出ないというお話もあるので、浅瀬ということは、メリットもデメリットもある訳ですね。

漁港漁場整備課 それで、この赤の部分の埋め立てにつきましては、前年の泊地の浚渫の土砂を活用するということになっておりますので、そういう意味でも効率的に整備ができていくということと言えます。

森杉部会長 今さらどうにもならんんですけども、反省みたいなものはしていただきたいなと思うのですが。正直なところ。マリノバージョン計画の挫折の可能性がある段階で、その一部分の変更を協議できなかったかということですよ。ポイントは。

遠藤委員 マリノバージョンの黒塗りの用地というのは、現在の管理はどちらがやっているのでしょうか。県がやっている。（「はい」の声あり）

森杉部会長 どう扱いますかね。詳細審議をやってもしようがないですよ。

沼倉委員 今後のこととして、他の事業と連携を深めることなど、何かつけておいた方がいいのではないのでしょうか。

森杉部会長 他の事業との連携、より効率よく調整することを今後お願いしたい。こういうことですかね。

徳永委員 マリノバージョン計画が凍結になったのはいつなのですか。

漁港漁場整備課長 明確ではないのですが、先ほど言いましたように、すぐ隣に、岩井崎のところに気仙沼の水産試験場があるんですけども、そちらの方の移設を核にしてということで計画したのですが、なかなかそれが進まない、核の施設が進まないということで、なかなか進まないという状況です。

田中委員 先ほどの農業圃場整備事業では、終わった後のソフト対策について言及していると並べて考えると、何かこっちは終わっているからしょうがないねというのは、評価の甘さと辛さにちょっと凹凸があるかなと感じますが。

漁港漁場整備課長 ちょっとよろしいですか。写真を見てもおわかりのとおり、この写真の上の部分をごらんになっていただきたいのですけれども、上の方が旧漁港です。この中に点在している船がいっぱいありますよね。このように、泊地の中にこういうふうな形で係留しか今できないのです。ですから、こちらの部分は必要だということなのですから。

徳永委員 今の防波堤だけだと静穏度はどうなのかなという気がしますが。

田中委員 図面がわかりにくいのですけれども、C防波堤というのが南側にあって、C防波堤の左側が非常に狭くなっていて、ここだけ締め切れば、静穏度は上がるけれども、浅いので、浚渫しないと使えないということですね。

漁港漁場整備課 現在未整備な区間については、この前側の泊地の浚渫と、それを転用して盛土が一部残っていますが、C防波堤も残っております。ですから、C防波堤につきましては、整備しなければこの泊地の利用はできない状況になっています。

森杉部会長 それでは、ここは特に、マリノバージョンとの関係が焦点だから、その点だけ付帯意見をつけて、今後、他の計画との調整を検討いただきたい、こういう希望を出しておきたいと思いますが。

徳永委員 一応、マリノバージョン計画も参考として見せていただきたいですが。

森杉部会長 今何もないでしょう。ありますか、その資料は。（「もとの計画はあります」の声あり）

では、もとの計画を次回でもいいですので、ちょっと説明いただけますか。なぜそういうことになったかということ、一つに、この埋め立てを使って何とか調整ができなかったかということが念頭に、問題意識としてあるわけですね。

では、マリノ計画、せっかくですので、機会をつかまえて結構ですので、そのご説明と、現在持っている方針が何かありましたらお教えいただけませんか。開発構想ですから、うまく実現できるのかは別問題としてですね。

では、これは付帯意見をつけて事業継続ということでもよろしゅうございますね。

漁港漁場整備課 すみません。マリノバージョンの計画ですけれども、次回に説明する場合については、それは公表になるという扱いでしょうか。

森杉部会長 そうです。差し支えある場合には、特別に前もって公表でないようにすることはできますが。

漁港漁場整備課 それについてちょっと検討させていただきたいと思います。

森杉部会長 わかりました。
それでは、次に22番の鮎川漁港の説明をお願いします。

行政評価室 それでは、22番の鮎川漁港と23番の松岩漁港について、取りまとめて説明させていただきます。

まず、22番の鮎川漁港ですけれども、評価調書22番の5ページをごらんください。審議内容整理票は24ページになります。25ページの図面でございます。防波堤とー2m物揚げ場の新設などの工事になっております。それと、先端の100mの南防波堤の新設工事、これが今のところまだ残っている工事でございます。こちらが今地元からの反対がありまして、休止しているという状況にあるということです。そういった状況にありますので、既に完成した部分のB/Cの検証とか、県の今後の方針などを再度部会の方で詳細に審議したいということで、詳細審議にはということです分科会の方は終わっております。

森杉部会長 詳細審議でいいですね。では次。

行政評価室 23番松岩漁港になります。こちら図面が、6ページの方の図面をごらんください。こちらの二つの漁港に分かれておりまして、左側が片浜地区、右側が尾崎地区ということになっておりまして、真ん中に線で道路、臨港道路及びこの間が川になっておりますので、橋梁の予定がございます。分科会の中でこの臨港道路、橋梁工事について果たして効果があるのかということが議論になっております。また、背後の道路が整備されていないということで、臨港道路の整備よりも背後の道路の整備の方が先ではないかというような意見が出ております。

そういったぐあいで、これにつきましても問題があるということで、詳細審議の方にしてはどうかということになっております。

森杉部会長 そうということです。よろしゅうございますね。では、次をお願いします。

行政評価室 続きまして、24番、25番、26番、32番をまとめて説明させていただきます。

まず、評価調書24番、日門漁港になります。図面は6ページの図面をごらんください。こちら二地区に分かれていまして、日門地区と三島地区、それぞれ防波堤の改良と岸壁の改良等の工事になっております。進捗率が78.3%となっております。審議内容整理票の26ページをごらんください。この日門漁港につきましては、問題はないのではないかということの意見をいただいております。

引き続きまして25番、伊里前漁港になります。図面は5ページになります。こちら場所は南三陸町、旧歌津町の伊里前漁港となっております。事業内容は、防波堤の新設とー2m物揚げ場の新設などとなっております。進捗率が91.4%となっております。審議内容整理票の27ページをごらんください。③番で金額も小さいですし、事業もほとんど終わっているということで、よいのではない

かというような意見をいただいております。

引き続きまして、26番、寄磯漁港になります。図面はこれも5ページになります。事業内容は防波堤の新設・改良、-2m物揚げ場の新設などとなっております。こちらの進捗率は53%となっております。審議内容整理票の28ページをごらんください。こちらの事業につきましても、いいのではないかというような意見をいただいております。

続きまして、飛びまして、32番狐崎漁港になります。内容は防波堤の新設改良と、-3m岸壁の新設などとなっております。進捗率は51.4%となっております。審議内容整理票の34ページをごらんください。こちらにつきましても、条件なしで結構ではないかというような意見をいただいております。

以上、四つにつきましては、特段追加資料の要求もなく、いいのではないかとということで分科会の方は終わっております。以上です。

森杉部会長 一応説明いただいたけれども、さっぱりわからないという状況だろうと思えます。5分ぐらい皆さんに見ていただきましょうか。

田中委員 事業としてはいいのでしょうかけれども、図面がわかりにくいですね。字がつぶれていて読めないものとか、さっきもありましたけれども、浚渫しているところと防波堤つくるところ、みんな同じ色で書いてあるものですから、最終的な形はどのようなふうになるのかさっぱりわかりません。ですから、防波堤をつくる、あるいは浚渫とかで色を変えるなどしてください。それから、かなり文字が小さくて、もうちょっとわかりやすいような資料にしてもらったほうがいいのではないのでしょうか。

森杉部会長 赤の色のところはわかりにくいですから、これは変えていただくことが可能でしょうか。

徳永委員 背後の道路の整備という部分が、図面ではさっぱりわからなかったですが。

森杉部会長 それは、ちょっと説明していただけますか。松岩漁港の案件ですね。色の件ですけれども、少し差し替えお願いできますか。（「はい」の声あり）それから、既存道路の整備が必要ではないかというのが松岩漁港ですよね。そのときの議論は私も覚えていますけれども、20ページの、どの道路が混雑して問題になるということでしたか、ご説明いただけますか。

漁港漁場整備課 国道45号からこの漁港に入る道路があるんですが、その部分が市道の管理ですが・・・。

行政評価室 松岩漁港は詳細審議ということで考えておりましたけれども、きょう説明が必要でしょうか。次回、もう少しきれいな図面を用意してということで。

森杉部会長 そうしますか。

沼倉委員 別なことなのですが、最初に今後の利用漁船数とかの表をいただいています。増えるところと減っていくところがあるのですが、B/Cの計算のときには、それらは利用の便益の方には反映をされているのでしょうか。

漁港漁場整備課 はい。反映しております。

沼倉委員 例えば、24番目の水産物の生産性向上のところとか見ているのですが、例えばこれ、同じ数字が並んでいるように思うのですが、評価調書24の19ページです。

それは、例えばどういうところで下がっているというのがわかるのでしょうか。例えば、一番上の行の④の総便益額算定表のところで行くと、1の3の1のワカメ養殖のところの陸揚げ待機時間の削減で、漁船の数が減れば減りますよね。でも、2178という数字がずっと並んでいるのですね。

漁港漁場整備課 便益の算出につきまして、21ページの中で1の3の1のところ、算出しております。それで、便益ですので、施設が整備完了後、効果が出ると。効果が発現するというところで算出しております。

沼倉委員 ただ漁船の数は減ってくるわけですよね。という資料が最初のご提示されていますが。この項目というのは、漁船の数が変わっても変わらないのでしょうか。

漁港漁場整備課 21ページの中で、ワカメの養殖業者ということで、経営体数でもって算出しております。

森杉部会長 それで、その経営体の数が年度とともに変わりませんかということでしょう。ここの港の場合は、一定の値だったらそれはそれでよろしいと。マイナスだったらマイナスで、あるいは処理をしなくてはならないのではないかとご指摘ですよね。これは多分、この港はコンスタントということでしょうね。

沼倉委員 徳永先生おっしゃるように、23の方は、これは詳細審議ですが、例えばこの場合にはデータが減っているとすると、この数字も減ってくるはずですが、減っているのでしょうか。ちょっとそこまでキャッチ・アップしていないですけども。

余り細かいことを言うつもりもないのですが、要は、整備したらやはり効果の発現が出るようなソフトウェア対策が必要だと。先ほどの農業と一緒になんですが、それをやはり入れておかないと、ここで漁業が衰退したらB/Cの計算も根拠がなくなるのかなというのをちょっと感じております。

漁港漁場整備課長 ただいまの日門漁港の算定の根拠、21ページの上の方ですけれども。ワカメ養殖業者の経営体と刺し網漁業の経営体、合計15と12、これは変わらないということで便益を算定しています。いわゆる総体的に、ほかの経営体は少なくなるのですが、ここの場合は、この二つについては減らな

いということですよ。

沼倉委員　そうすると、この港を使うのは誰なのでしょう。

森杉部会長　船は減ってくるかどうかわかりませんが、いずれにせよこの特定の港におけるワカメ業者と、それから刺し網の経営体はコンスタントですよ。こういうふうに計算しましたと、こう言っているわけです。船も、ここの港の場合は、船が減っているかどうか。余り減っていないですね、これ。

沼倉委員　減ってくるのが、きょうの最初の資料のときに出していただいた、この資料なんです。

森杉部会長　港ごとにあるのは、こちらの前のこの資料の6ページを例えば見ると、港ごとに増えるか減るかというのは出るわけです。

沼倉委員　それで、ここでいうと24番の日門漁港は、赤の線で記しているように船の数は減ってくる予定であると。（「そういうことです」の声あり）で、便益には、それはどのような形で現れるのか。増える場合には増えるような形になるのか。それが経営体ということで括られてしまうのでしょうか。

森杉部会長　それはちょっとお答えいただけますか。要するに、船の量とか経営体数が変われば、それがどんなふうに変益に反映されているか、例を示していただければわかるのです。

漁港漁場整備課　経営体については、現在の経営体数でもって便益を算出しておきまして、それで整備前は現在の経営体で、それで現在の利用状況から、施設を整備することによって、どのような効果があるのかというのは、時間の短縮とか労働力の効果とか、いわゆる現在の経営体に対しての便益を算出しておきまして、将来例えば20年後、30年後を見込んだそのときの便益という形では算出しておりません。

加藤委員　さっき、利用船数の減少を組み込んで効果算定していると答えられているから、そうすると、それがどこへ反映してくるかというのがわからないわけですね。

漁港漁場整備課　船につきましては、予測した数字に基づいて、施設整備の延長を決めておきまして、予測23年の数値を物揚げ場とか岸壁の整備ということを目標にして算出しておきますので、現在から減っていく場合もふえていく場合も、それに基づいて数値的な算出はしておりますが、経営体においては現在の経営体の状況で算出しておきまして、言われるように何年後に減るということをその数値の中では評価していません。

沼倉委員　すみません。もう一回なのですから、漁船の利用数によって便益は変化する場所がございますか。計算の中で。（「あります」の声あり）それは、どこで

すか。

漁港漁場整備課 例えば、日門漁港、24番の資料の23ページをごらんください。この中の7番ということで、岸壁、外郭施設整備に伴う漁船耐用年数の延長ということで算出しております、この際には整備後ということで、平成22年に202隻になりますということで、ここの中で整備によって期待される増分ということで、整備を行わない場合の充足率と、行った場合の充足率ということで、そのときの対象隻数は平成22年の将来の予測隻数に基づいて算出しております。

山本委員 今のご説明だと、整備をすると利用する船は増えるという算定をされていると。

漁港漁場整備課 今整備をしないと、船の係留施設の充足率といいますと、船がつけられるいわゆるスペースのことをいうのですけれども、その割合が整備をしないと202隻のうちの50%しか利用できないということですね。それで、整備をすることによって72%の船が係留できるという意味でございます。

山本委員 数的には先ほどいただいた（「202隻という」の声あり）減っていくということで、利用度数が上がるということですね。（「そうです」の声あり）

森杉部会長 ちょっと混乱が起きていますね。

遠藤委員 数字的には、確かに不自然だと思います。24番の日門漁港の便益計算書21ページで、上の枠で合計年間便益額というのは217万8,000円。これが19ページの表にいきまして、向こう30年間、40年間ずっと同じ数字で持ってきているというのですよね。これはやはりどなたが見ても不自然だという感じがします。それというのは、沼倉委員、例えば経営体が将来減った際に、それに合わせての数字ではないのではないかとというご質問ですよ、主意がね。ただ、こういう便益の計算をする際には、そういうマニュアルで持っていっていいのかなという気もするのですけれども。

漁港漁場整備課 水産庁のガイドラインに基づいて算出しておりますので、指標がそのような形になっています。

遠藤委員 そういう指摘が心配されたものですから、現在の隻数、そして経営体数が向こう何年間できっと減少するという現実ですのでね。それを数字で示してほしいということでお願いして、資料が出てきたと思うのですけれども。絶対に現場では高齢化が進んでいますので、現在30人の経営体というのは、必ず5年後には25人とかと、そんなふう減ってくると思いますよね。

沼倉委員 個人的には、特に小さな港については、どちらかというと町の維持とか、やはり漁業、漁港の維持とかというのが、多分政治的に必要な部分はきっとあると思うのです。なので、減ってもではそこでメンテしなくていいのかというと、多分違うだろうと思うのですけれども。少なくともさっきの農業と同じように、やる

からにはやはり漁業の振興的なものもやって、この予測するものよりも減らないような有効活用できるようなことが、地元の自治体等とやはり検討しておいてほしいみたいなことは、入れておいた方がいいのかなと思うのですけれども。

この計算は、このようなマニュアルが決まっているとすれば、いいとは思いませんけれども、とりあえず今回の評価に際しては、いた仕方ないので、ただしそれが極端に減るようであれば、また問題だということをちょっと入れておかないと、これ全部かかわってきってしまうのかなと。ちょっと大変なので。

森杉部会長 計算しようとするれば出来ますよね。コンピューターで簡単に。要するに、ありなしの場合を考えればいいのですから。将来の値が小さくなって、この便益の19ページの表は、一律ではなくて、時間とともに多分下がっていったり上がっていったりするわけですね。

漁港漁場整備課 50年間の便益の算出ですので、各年度ごとに算出となると、50枚資料をつくるということになる。積み上げですので。

森杉部会長 積み上げではないですよ。単に一つの資料。例えば2178の数字があるじゃないですか。19ページの。これは、先ほど経営体が現在26年からこれはずっと発生することになっているのです。26年から発生して、ずっと同じ便益が発生しますよと、こう言っているわけでしょう。これ、やはり本当ですかということになるわけです。通常、費用便益分析でマニュアル化しているのは、少なくともこの10年間というのは先ほどの時系列があったように、一定程度予測できますから減ったり増えたりしますよね。その後はもうわからないから一定にしてしまうのですよ。その25年ぐらいの中で。大体そういう取り扱いをするのが常套手段ですね、マニュアルとして。いろんなプロジェクトで予測をしなければなりませんから、やるときの手段としてはもうそういうこと。これは本当ですかと、その予測がいいかということで、大変問題になるのですけれども、いずれにせよもしもそういう予測をしておられるのなら、それと整合的な格好でこの中に反映させないと、これはまずいわけです。問題は。

漁港漁場整備課 事業採択時の便益の算出も、これと同じような考え方で算出しておりまして、5年後ということで今再評価を向かえていますけれども、同じような考え方に基づいています。

森杉部会長 同じようなとはコンスタントということですか。

漁港漁場整備課 ではなく、考え方。いわゆる2006年から便益が発生するという、今と同じような算出方法で当初計画も進められている。

森杉部会長 では、逆に言うとその計画は今後も実行可能ですかとか、どうして、そんな形での担保ができますか。こういう質問になってくるということですか。今沼倉さんがおっしゃったように。経営体が本当に減らないのですか。減っても規模が大きくなればいいでしょうけれども。生産性が向上すればいいのでしょうけれど

もね。船もある程度減っても大きくなればいいんでしょうけれどもね。そういうことですか。基本的には。費用便益分析のやり方と、その計画とが整合性を持つためには、今後の一定の予測が確保できますよという想定をして、それに基づいて費用便益分析をする。これはこれで一つの一貫性がありますね。そうすると、その場合にはそれを実現するソフト対策は、どんなものがありますかとか、どんなことを考えておられますかということですかね。あるいは、もう一つは今度は逆に、この予測をそんなふうにして計画をしておられるのだったら、少なくなるのだったら、それがB/Cに反映されなければならない。どちらかというふうなことですね。今回の問題提起は。これ、漁港全体にかかわる問題でしょう。どうしますか、これ。何か答えてもらわないと困るんだよね。

遠藤委員　　よろしいでしょうか。先ほど、必ず右肩下がりだという表現をしたのですけれども、浜によっては右肩上がりになる浜も実際あるかと思います。後継者、例えばその右肩上がりの際の計算も、こういう形になっているかと思うのですよね。ですから足して2と同じかなと。

沼倉委員　　いいでしょうか。例えば、気仙沼漁港なんかはかなり右肩上がりですよ。それが、では完成年度の船舶の数だけで公共事業を決定していいのかということ、本当は将来予測をもっと、50年の計画でやらないと、つくったけれどもまた足りなくなるということも起きるかもしれないわけですよ。やはり国際的な港でそこへ集積されているということがありますので、その場合には、今の船隻、5年後の完成年度の船隻以上の投資をもっと必要なかもしれないと、やってもいいのかもしれないというものもあるのではないかと思います。

森杉部会長　　この辺はどうですか。大変な、一つの政策ですよ。

徳永委員　　先ほどの、減ったとしても大きくあればいいのではないかというあたりと関連してくると思うのですけれども、中に幾つか、2mを3mにしますよとか、3mを新設しますよというのがあるのですけれども、その必要性ということが余りこの調書の中で語られていないのですね。それがどういうことで3mが必要だということの判断をされているのかという説明をまずしていただきたいのと、それがそういうことであれば、農業と一緒に船舶が大型になることによってさらに効率がよくなりますよというのも計上できるはずだと思うのですよね。今回、それは全く計上されていないのですよね。

漁港漁場整備課　　新たに、仮に2mを3mにするという意味合いですね。現在漁港の中に、3mに対応する船がいるのですけれども、—2mの施設しかない。それで、新たに整備をしてほしいと。そういうことから計画を、3mの施設を新たにつくるということで計画している。ですから、今後その3mの船が大型化するとかそういう予測ではなく、現在ある船が、利用する場所がないということからそのような施設整備を進めるという考え方です。

徳永委員　　それはどうされているのですか。利用する場所がなければ。

漁港漁場整備課 そういう場合は、いわゆる沖合いに停泊している状態。普通ですと、係留施設で岸壁につなぐのですけれども、沖合いに係留している状態です。ですから、小船でその船まで、船で行って渡ってそれで活動すると、そういう利用形態です。

徳永委員 3 mの整備が入っているところについては、その効果というのも相当大きなものとして計測されそうな感じがするのですけれども。

漁港漁場整備課 そういう場合は、時間短縮ということで、計上しております。（「入っているのですか。例えば」の声あり）はい。作業時間の短縮ということで・・・。

山本委員 すみません。調べていただいている間に、逆にほかの委員の先生方にお聞きしたいのです。今問題になっている中で、そもそも水産庁のマニュアルに基づいて計算されたということだったので、そのこと自体の是非をここで問い直してもう1回やり直すのか、今回はそれはそれでよろしいと。ただ、でも見る限りこういう将来予測とかわかっているのであれば、宮城県のこれからの運営の仕方としては、こういうことを組み込んだ、もう少し精緻なマニュアルを整備すべきだということで、次回からそうすべきだという話なのか、今回のものをやり直すという話なのか。その辺だけはっきりさせておけば、ある程度結論としては出しやすくなるのかなと思うのですが、それはどう考えたらいいでしょうか。

森杉部会長 マニュアルをつくるのは、長期的な検討課題として提案することはできると思いますし、今までやってきていますけれども、それは、ぜひともそのマニュアルを改良することを検討してくださいと、こういう格好のお願いの仕方になると思うのですよ。マニュアルを独自につくるということは大変なことですから。しかもそれを用いて特に事前申請、補助金の対象になるような事前申請ではそういうマニュアルは使えませんからね。そうすると物すごく庁内で食い違ってくるのですよね。こういう問題があって、結局マニュアルの独自の分をつくっていくのは、再評価のところを使うということになりますよね。そういう格好になりますから。だけど、やはり検討に値すると思うのですよ。ですから、検討してくださいというふうに言って、まだ宿題は返ってきていませんね。

山本委員 であれば、ずっと話を聞いている限りでは、恐らく現時点で出ているものに関しては、現在の評価としては間違っただけをされているわけではないのだろうと思うのです。しかしそれはそれとして、とりあえずこの事業についてのある程度結論を出した上で、もう少し付帯事項としてお願いすることということで、議論した方が話しとしてははっきりするかなという感じがするのですが。

森杉部会長 それは、結局これだけの経営体数とか、有効隻数を維持するためのソフトとしてどういうことをお考えですかと、こういうことですか。それについてのご回答をいただく。こういう格好の整理の仕方になると僕は思っているのです。今、先生がおっしゃった後の方の方は。

山本委員 はい。もちろんそうなると思います。まさに逆に多分今事務局側としてはそういうことを想定されずに、まさにマニュアルで、現行の数でいいということで積算されていたので、特に直接の答えはお持ちではないのだろうかと思われまして、そうするとその答えについては、だから宿題として何か考えてくださいというような形に、話になるのかなと思ったのですが。その水産庁のマニュアルがそこまで要求していなかったのだとすれば、今の時点でそれを出せというのはちょっと厳しいのかしらという感じがしたのですが。

森杉部会長 それは、ある種の単なる疑問点として、将来の時系列どうなんですかと、こういうことはどう考えているの。ご指摘いただいたのですよ。それに対して、データはデータできょう出していただいたのですけれども、こことここが連動していない。データと出してくれた費用便益のマニュアルとが整合性がない状況が発生したからですな。整合性あるところもあったと思うのですけれども。平成22年の値を使っていますから、この辺については整合性があるような格好になっているのです。だけど経営体数の方は、ちょっと無関係なのです。この二つでしょう。多分。現在の問題点は。

山本委員 おっしゃるとおりだと思うのです。まさに分科会の審議を経て、積算には求められていない資料のところまでお出しいただいて、ようやくここでそういうことが問題だということがようやく共有されたことなので、そのことをやはり今後も費用便益分析の中にどう組み込むかという話は別途考えるべきことではなかろうかと思うのです。現時点までのところでは、そうやってもうきちんとマニュアルがあって、それに沿って出されているわけで、そこをさかのぼって遡及適用するのはちょっと厳しいかなという感じもしたものですから。

森杉部会長 それはまあそうですけれどもね。計算するのもそんなに難しくはないと思ったのだけれどもね。（「その辺私ちょっと、うといものでわかりませんが」の声あり）そう思ったのですけれども。だけどまあ、おっしゃるような取り扱いが本当でしょうね。ぜひともこのマニュアルの見直しもご検討いただきたいけれども、これはこれで計画どおりのものに基づいてやったものであるというふうな認識のもとに判断いたしますので、こういうものを実現するソフト対策をぜひともご報告いただきたいと。こういうふうな形のことでこの処理、解釈をしておきたいと、こんなふうに思っております。それでよろしいですか。徳永先生は質問がありますか。はいどうぞ、お願いします。

漁港漁場整備課長 ただいまの-2mから-3mにやることについての、今説明した内容についての補足なのですが、例えば日門漁港、24番の22ページのところに、一番上の方に、これは-2mを超える大型の漁船は、岸壁がないために漁港の泊地の中に錨泊しております。それで、-3mの岸壁が整備されることによりまして、錨地までの移動時間が削減できるということで、その隻数にあつて移動時間とか、それから必要日数、それに単価を掛けて算出していると。

沼倉委員 すいません、もう一回言って下さい。

漁港漁場整備課 22ページですが、1の3の3の部分です。そこにあるとおり整地前、-3mの岸壁を整備する前は、錨泊の漁船隻数は22隻です。それが-3mの岸壁が整備されることによって、錨泊の漁船隻が9隻となって、13隻が-3mの岸壁を利用できるということになります。したがって、この利用できる隻数の部分を、いわゆる移動する時間の部分が短縮になるという考え方です。13隻分が移動しなくて済むということです。これは、移動時間の短縮でありまして、そのほかに泊地に係留することによって、防波堤の静穏度が悪いために、荒天時にはほかの港に移動するということも、違うところで便益として算出しております。-3m岸壁の整備についてだけ考えればここで言う1の3の3。

徳永委員 計算されているということで、それはそれでいいかと思うのですが、ただ若干、実際には移動時間だけではなくて、積み下ろしとか、それも直接やるのと2度やらなくてはならないのでは相当違ってくると思うので、これはもっと大きくてもいいのかなという気はします。逆にね。ただ、そういうあたりの事業の必要性というものを、事業目的のところのところにぜひ書いておいていただきたいなど。なおかつ、先ほど事業体が減っているという中で、漁業の将来を考えるのであれば、そういう大型化に対応できるような港整備をしていくということは、非常に重要なことではないのかなというふうに思いますので、単に数が不足しているから広げるんですというような説明だけではなくて、ぜひそういう機能の更新をしているんですよという説明をしていただきたいなと思います。

森杉部会長 それはどこに書く。事業をめぐる社会情勢。

徳永委員 多分、B/Cが低いような事業においては、そこは重要な目的になってくると思うのですね。

森杉部会長 要は、目的があいまいだということ。大き過ぎて。

徳永委員 何となく全体として数が減っているのだという中で、港を拡張していきますよというのは、説得力がちょっと弱いのだと思うのです。だけど、その大型化に対応して機能を高めていくのですよと説明であれば理解できるのですけれども。

漁港漁場整備課 この漁港の考え方ですけれども、漁港、拡張拡大ということではなく、施設だけでは機能が不足しているということで、今ある施設を活用するためにこのような施設整備をしなければならない。こういう考え方に立って考えています。

徳永委員 ですからそれを、ちゃんと文章で書いていただきたいのですね。ただ単に不足している防波堤とか係留施設を整備しますよという、数が増えているのに対して不足しているからつくるのですよというふうに聞こえてしまうわけですよ。

漁港漁場整備課 あともうひとつ大きなこととして、施設整備後数十年、30年から40年たっている施設も数多くありまして、これらにつきまして、安全な維持管理ということで施設改良ですね。そういうものを大きな役割として持っておりますので、そういう意味では機能の、施設の、いわゆる向上と管理という両方の面で整備していくということです。

森杉部会長 管理の方は別でしょう。ここで言っているのは、完全に新しい事業。

漁港漁場整備課 この施設整備の中で、老朽化して使えない施設につきましては、施設の改良という考え方で整備に中にとらえております。

森杉部会長 それは、例えばどれですか。

漁港漁場整備課 気仙沼漁港の－6m岸壁。これさっき説明したと思うのですがけれども、－6m岸壁は400mほどで10億ほどですがけれども、それについてまさに老朽化した施設を改良するということです。

森杉部会長 それは、普通の事業ですよ。別に特別に管理する事業でなくて。既存の施設の更新でしょう。更新をしながら新しい施設をつくっているわけですね。通常の事業ですから、特別にとりあげるべき項目でなくて、やはり6m岸壁がなぜ必要なのかという、ここに焦点が当たりますよね。その6m岸壁をつくるのに、常に使いものになっていないところをうまく利用しましたよと、こういうふうにおっしゃったようですが、それはよくわかります。ただそういう面もあっていいですけど、そうすると、特徴も素直にお書きいただいていると思いますが、そういう特定の意図をもう少し明示的に書いていただけないかというのが、今の徳永先生の意見ですね。一つ検討してみてもらえますか。そう簡単にできるかどうかわからない。難しい問題もあるでしょうけれども。確かに、便宜の中にはかなり細かく、なぜそういうものが発生するかというものが、文章として書いていただきましたので、あれはわかりやすいですね。説明を受けると。あれが目的のところにもあがってきていいじゃないかと、こういうことだと思うのです。少なくとも大きな便益が。そういうねらいを明定に書いていただきたい。これが、もともと漁業という、漁港というのはどうも衰退しているような状況なのに、何でこれだけ公共事業をやらなくてはならないのかという、こういう疑いを持っている県民の人々がたくさんいますよと。そこに対して説明するためには、もう少し具体的に目的を明確にして、2mを3mにするということは、3m岸壁がないから、沖合いに錨泊していることがあって、それを効率を上げるのだという、ここまで具体的に項目を書いていただくと、わかりやすく説明責任を果たすことになるのではないかと。これが徳永先生のおっしゃりたいことだと思うのです。ぜひともそういう丁寧な、親切な説明はあってしかるべきだと思いますので、検討をしていただけませんか。

それはそれでいいとして、それだけですかね、当面。

沼倉委員 例えば、今の6mの岸壁の改良というものは、便益の方に反映はされてくるの

ですか。（「はい」の声あり）それはありますか。大丈夫。もともとあるもの、同じものをつくるというときにですね。

漁港漁場整備課 老朽化したものについては危険だということで、使えないという前提で考えてます。

沼倉委員 前提でやる。わかりました。

森杉部会長 それで、どうします、今。（「継続は継続でいい」の声あり）

沼倉委員 社会情勢の変化が見込まれるときには、この評価の仕方もある程度水産庁のがあるのではないので、それを評価調書の方に書いて、定性的な情報として出す、もしくは政策の決定のときもそのような情報を十分見据えることが必要だみたいな感じになるのでしょうか。

森杉部会長 やはりソフト対策で、一言コメントして。次回でいいですから。

沼倉委員 ソフト対策は老朽化というか、高齢化しているところはそうなのですが、例えば気仙沼漁港というのはそうではなくて、逆に増加が見込まれるというときに、今の既存のレベルで判断したら、やはりそれは後手後手に回る政策だと思うのです。やはり将来需要予測というものを県でも持っていかないと、後手後手に回ってしまうから、もっといい港があるのだったらそちらにいつてしまうと。でも、今もっと将来需要予測を見据えた上で整備を進めるのであれば、ほかの港からも来るかもしれない。ですから、機会ロスが生ずる可能性があるのですね、県とすれば。そういうものでソフト対策も必要ですし、より積極的な政策ということでは、もっとその需要予測を見た政策展開が必要である。それがB/Cの方に反映されてきます。そういう政策もやっていच्छゃると思えますけれども、そういうことも定性的な情報としては持つておいてほしいということではいかがでしょう。（「ソフト対策。振興策ですよね」の声あり）それは評価のときにもそういう定性的な情報を盛り込んでほしいということでしょうかね。持つていच्छゃるのであれば。

森杉部会長 それは大変難しい問題ですよ。めちゃくちゃ難しい問題ですよ。将来の予測を見込んで先行投資をやることに対しては、大変な危険性があるでしょう。逆に、おっかけ投資の方は変わらないという状況でやると、しまったと思うことがあるのですよ。これ、どちらかといったら、先行投資をやるような計画をつくりましょうということ、大変大きな問題が出てくるよ、この問題は。ですから、通常は現在の僕の知っている政策は、大体がおっかけ投資なのです。需要があつてそれをなんとか埋めなければならないという格好でやるのです。そうでないと、一つ失敗したのは、マリンピア、典型ですね。ああいうのは。そういう失敗がいっぱいあるんですね。そういう点では、おっかけ投資というのはそんなに効率が悪いというのはないのですよ。先行投資よりもそんなに効率悪くないのです。これはかなり昔から、大きな研究課題になっています。そうするとやはり、おっか

け型というのは悪くないです。しかしそういうことを、ここで頼むわけにはいかんから、全体的なまとめとして、政策の方針みたいなものを。漁港の振興策。そういうことについての見解を一つ資料としていただきたい。こういうことですね。次回でいいですからね。そういうことですね。それで、便益はこのままでしょうがないと。当面。

それで、今の四つの件は、まずはここで事業継続としても、きょうの段階でよろしゅうございますか。ご承認いただいて。どうもありがとうございました。

さてと、休憩をする前にどうしますかということ相談せねばなりません。どうします。今から審議案件7件残っているのだそうです。案は三つあります。時間を1時間かな、延長して本日中に終わらせる。8月4日の午後の予備日に部会を追加開催する。詳細審議を予定している8月24日の第3部会に持ち越す。

沼倉委員 多分、今までの漁港とほとんど同じですので、論点はほとんど同じだと思うのです。さらっと行けるように思うのですけれども。（「賛成」の声あり）

山本委員 個人的には、きょう終わらせていただいた方がよろしいです。

森杉部会長 では、よろしいですか。皆さん。ご都合が、用事がある方々が半分以下ならば、退席していただいて結構ですので、そのほか、以外の方は続けるということよろしいですか。

3分間、休憩します。15分から始めます。

（休憩）

森杉部会長 皆さんにお諮りしたいのですが、林道の件ですが、ご指摘いただいた件を修正してB/Cを計算し直すと、当面、現在のところまだ試算段階ですけれども、1を切ってしまう状況になる可能性があるということでもありますので、きょうの継続審議、継続ということの決定は取り消して、次回に詳細審議をお願いすると、こういう形で切りかえたいと思いますが、こういうことでよろしゅうございますね。今、ここで改めて説明を聞いてもまた、大変時間がかかる可能性もありますので、当面いろんなことをお考えいただいて、詳細審議にまわすということよろしゅうございますね。そういうふうにしたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございました。それでは、漁港の問題に戻ります。事務局、お願いします。

行政評価室 石巻漁港、評価調書は21番です。図面は5ページになります。事業内容としては、防波堤の改良、波除堤の新設、7m岸壁の補修。あと特徴的なのが荒天時の冠水対策としての漁港浄化施設改良というものをやっております。

審議内容整理票は23ページになります。こちらについては、今言った冠水対策というものに対する疑義などがありましたけれども、基本的には問題ないのではないかと終わっております。

森杉部会長　これは追加説明がありませんので、それでは、加藤先生の方から分科会座長のご意見をお願いします。

加藤委員　この石巻漁港については、事業費が35億7,000万円から22億6,000万円と、13億円ぐらい減額になっております。これは落札率というんですか、金額が下がっていると。それが75%ぐらい下がっているということと、一部工法変更によって事業費がこれだけ下がっています。そのために進捗率も81.4%ということで、この地区はほとんど問題ないのではないかとということで、事業継続ということでよろしいかなと思っています。

森杉部会長　皆様のご意見とご質問をお願いいたします。よろしいですか。それでは、継続をお願いするという形で審議を終了いたしたいと思っております。ありがとうございました。
次、お願いします。

行政評価室　次に、評価調書27番。インデックス27番の福貴浦漁港になります。図面は5ページになります。石巻市の福貴浦漁港でございまして、事業内容は防波堤の新設、-2m物揚場の改良などとなっております。

審議内容整理票は29ページになります。事業の中身は赤い部分でございまして、これも二つの地区に分かれていまして、下の方は埋立が主な工事と、あと北防波堤という工事となっております。上も-2m物揚場の前出しと用地の造成。あと、その二つの漁港の対岸の東防波堤L=10mという防波堤の新設がございまして。全体事業費は10億3,000万円で、予定工期が平成13年度から22年度、進捗率は48.5%となっております。

ここの漁港で問題になっておったのが、審議内容整理票の①番の中で、まず計画変更の内容の説明を求められております。それと③番、東防波堤L=10m、②と書いてある防波堤の延伸工事がございまして、まだ未施工でありますけれども、この10mの防波堤の延伸というものが、静穏度確保という意味合いで、どのくらいの効果があるものかということが分科会の中で議論になっております。

事業課の方で、今調査設計中ということで、その時ときいただいた意見としては、東防波堤の延伸は、その効果を十分に検証した上で実施するというのを附帯意見としてはどうかということで、意見をいただいております。以上でございます。

森杉部会長　ありがとうございました。

加藤委員　今の点、補足しますと、②の東防波堤L=10m。その部分ですが、これがまだ具体的に事業費も、この部分の工事費も確定していません。というのは、下が軟弱地盤ということもあって、まだ工事費が確定していない。そうしますと事業費が変わってくる可能性もあるのですが、そうしていきますと、B/Cが極端な場合ですが1を切ることも考えられる。今の数値ですと1を切らないと思うのですが、そういう懸念もされる。それから延伸する、そこ防波堤あるわけですが、さらに伸ばす部分が10mだけですので、その10mを伸ばしたところで静穏度

がかなり上がるのかどうかということ。これについては今担当課の方でシミュレーションしているということですので、この辺につきましては、今後十分に検証した上で実施するという付帯意見だけつけさせていただいて、審議そのものは詳細審議に回さないで、事業継続でいいのかなという、分科会ではそういう判断をしています。

森杉部会長 ありがとうございました。
 原案賛成、よろしゅうございますね。はい、ありがとうございました。
 では、付帯意見つきの事業継続ということにさせていただきます。
 次、お願いいたします。

行政評価室 引き続きまして、評価調書28番の磯崎漁港になります。調書28番の5ページをごらんください。場所は松島町でございまして、人工島がございまして、それらに漁港の機能を付加するという意味で、防波堤の延伸と1.5m物揚場の新設などの工事を行っております。全体事業費が9億7,000万円で、予定工期は14年度から平成23年度となっております。進捗率は23.7%です。
 審議内容整理票の30ページをごらんください。この事業は報告事項がございまして、調書の書き方が、人工島の築造をした事業との区別、経緯がちょっとわかりづらい調書となっておりますので、調書の修正を求められております。
 意見といたしましては、③番で、進捗率が余りよくないということで、事業課の説明としては、松島町の地元負担金の問題がありますということでしたので、効果発現のためには地元町と十分に協議することとという意見をいただいております。全体としては、問題はないのではないかとということで、意見はいただいております。以上です。

森杉部会長 それでは、これについては、漁港漁場整備課の方で調書の差し替えがあるそうです。お願いいたします。

漁港漁場整備課 別記様式1号の左側に、審議資料28と書いてある、磯崎漁港の再評価調書で、赤の部分を訂正してございます。事業目的のところでございますけれども、「本漁港は・・・」からずっといきまして、「そこで、それらの改善を図るために、新たな用地の創出を計画し、平成13年度までの前事業計画にて人工島を築造した。現事業計画では、築造された人工島へ、漁港施設を機能的に配置する」というような文言に直させていただきたいと思っております。

加藤委員 今のところは、最初の調書ですと、人工島の築造も今回この事業でやったように見えるような、誤解されるような文章だったものですから、こういうふうきちんと整備していただきました。

森杉部会長 先ほども出ましたけれども、やはり調書の方も、5ページの図面ですが、これはさっぱりわかりません。埋め立てはどこで・・・。

徳永委員 あと、文章的にはわかったのですが、図面として事業は、どこからどこ

までが全事業で、今回がどこなのかというのがよくわからないのですけれども。

森杉部会長 それはどういうことになります。少し説明いただければ。

漁港漁場整備課 人工島のエリアですが、黄色の部分です。この部分とここに隣接して赤で着色された部分、この部分が人工島になります。それで、その斜目の線がある部分につきましては、環境用地として環境事業で進めております。赤の部分が漁港整備で進めている部分です。左側に細い線が入っていますが、県道からこの人工島へ入る臨港道路になっておりまして、この赤の部分は、今回の事業計画の中に入っています。

ここに橋が出てくるのですけれども、橋については、前回までの事業で整備済みです。

森杉部会長 では、今回何をやるのですか。

徳永委員 今日やると時間が掛かりますから、次回そこら辺も含めて説明していただくことにしませんか。

森杉部会長 わかりました。

徳永委員 その時に、便益が、この事業単独の事業の区域だけで便益が発生するのかどうかということもちょっと曖昧なので、もし前事業と一体となって便益が発生するようなものであれば、前事業との事業費も含めて評価しないとだめかと思えますので、そこら辺も少し説明していただけるとありがたいのですけれども。

森杉部会長 それでは、次回に回そうと・・・。

沼倉委員 補足すると、残土ですよ。残土をここに持ってきていたというのが前事業という理解ですから、そこで特別のものを持ってきた事業というわけではなくて、残土をここに持ってきて人工島をつくったという場所に漁港をつくろうという内容ですよ。

漁港漁場整備課 はい。この人工島を造成した土砂につきましては、主に塩釜漁港ですけれども、そこでの発生した浚渫土砂をここで利用して造成しております。それが13年度までの事業ですけれども。

森杉部会長 全部これ整理がついたのですか。加藤先生、いかがですか。

加藤委員 分科会でやりました時は、今の徳永先生のような視点で検討しなかったこともありまして、この地区に関しましては問題ないと判断しました。ただ、進捗率が低くなっているのは、先ほど説明がありましたように、松島町の財政事情ですから、それはいた仕方ないので、町と今後、十分協議しながら進めてほしいと。附帯意見は特には付けないという形で判断しました。

沼倉委員 前事業との関係では、特に前事業の便益の方にはこちらは入っていないくて、その残ったものをここに置いていただけて、有効利用であるというようにお聞きしたと思うのですけれども。

漁港漁場整備課 前事業についての便益というのはカウントされていないです。

沼倉委員 ですから、割と事業がダブってというよりも、こちらのものを有効利用していると言っておきたいです。

山本委員 もし、そういう解釈でいいのであれば、さっき問題になったマリノバージョン計画と逆の話ですから大変結構な話で、それはそれでよく無駄なくできたなということで、継続でいいのではないかと思います。

森杉部会長 継続で処理したいと思いますが、何か特に次回に説明を求めたいということがあれば、それはそれで説明していただければと思いますので、どういうところを要望しますか。

事業がどこかというのがわからないというのがありますね。全部まとめてお願いします。

漁港漁場整備課 平面図等、ちょっとわかりにくいものは、着色も含めて修正させていただきます。

森杉部会長 次回までをお願いします。それでいいですか、当面。よろしいですか。

徳永委員 前事業との切り分けと、今回の想定されている便益がどこから発生してくるのかということですか。

森杉部会長 ということがわかりやすいような、この点については一つお願いします。追加資料としてね。調書に載っているなら載っているで結構ですけれども。今日はご説明を求める時間ありませんので。

漁港漁場整備課 ただ、下物がないと上物はできないものですから、それはそれで、下物はもうできているという前提で、そちらの便益はカウントしない。ただ、上物に乗っている部分のこれからやる部分についてカウントしています。

森杉部会長 上物って何でしたか。

漁港漁場整備課 いわゆる岸壁とか物揚場とか。

加藤委員 下にあるものは、前の事業でやった人工島のことです。

森杉部会長 では、ちょっと後から詳しく見てみてください。それでまた何か要望があれば。

僕も見ますから。当面は、この事業の中身をわかりやすく記載してくださいという全般的なコメントつきで、付帯事項はなしで事業継続という審議結果といたします。よろしゅうございますね。ありがとうございました。

では、次をお願いします。

行政評価室 調書番号29番、閑上漁港になります。評価調書の5ページの図面をごらんください。事業内容といたしましては、北防波堤の改良工事、南防波堤の改良工事と、泊地浚渫工事などが主な工事となっております。全体事業費は24億7,000万円。予定工期は平成14年度から平成23年度となっており、進捗率は76.5%です。

審議内容整理票は31ページになります。ここでご指摘を受けたのは、この閑上漁港という特に漁獲量が減少しているという傾向が顕著でございまして、事業課の説明といたしましては、仙台湾南部地域の低酸素化によるアカガイの不良というものが大きな要因だということでした。今年度県で、その件につきまして、仙台湾水環境の健康診断を行い、原因を究明するという説明がございましたので、②番の方でそういったような、他の事業と連携を図りながら効果が出るようにしてくださいというような要望がありました。それを条件として、この事業はいいのではないかとということで終わっております。以上です。

森杉部会長 ありがとうございました。はい、どうぞ。ご審議ください。

田中委員 この調書のところにあった5ページのところです。先ほど事業の中身について説明がありましたが、このうちの特に北防波堤改良というのがあるのですけれども、これは河川区間とも見えなくなくて、河川管理者である国との費用負担の関係というのはどういうふうに考えるのでしょうか。ここは港ではないですよね。これは河口導流堤という構造物なのですね。それをどういうふうに考えているのかということですね。

漁港漁場整備課 もともと閑上漁港は、名取川に直接接続しておりまして、もともとこの名取川が航路として活用されておりました。

田中委員 でも締め切ってしまいましたよね、もう。

漁港漁場整備課 それを平成14年以降に、15年ですか、締め切ったんですけれども、この施設はもともと漁港施設になっております。それで、名取川は国土交通省管理の河川でありまして、その施設を管理がえすために、ここの部分については河川の機能を持てるような構造に施設改良したものです。そして、完成の暁に河川管理者の方に引き渡すということの約束で、この事業がなされておりました。

田中委員 では、それは今回限りで経費負担は伴わないと。

漁港漁場整備課 はい。後は河川管理者の方に引き渡すということになっています。

森杉部会長 加藤先生のご意見を伺います。

加藤委員 先ほどご説明いただきましたように、水質悪化による漁獲量の減少、その問題をやはり今後きちんと健康診断して、さらにその対策等とってもらえればという意見で、附帯意見というほどでもないと思いますが、そういうふうなことをやってもらいたい。それで、事業自体は特に問題はないという判断をしております。

森杉部会長 付帯意見にした方がいいんじゃない。素直に。ぜひとも、閑上なんて市民に親しい漁港ですよ。

沼倉委員 アカガイは非常に有名で、県民にはほとんど口に入らず、築地に流れて行きます。

森杉部会長 そうですか。

徳永委員 川内沢はこっちに入ってくるのですか。

田中委員 そうです。

徳永委員 それは水質に影響しないのですか。

加藤委員 貧酸素水と言うのですが。

田中委員 それはかなり沖の方の話ですね。それでアカガイが取れなくなりつつあると。

森杉部会長 アカガイはどこでとれるのですか。沖の方でとれるのですか。海岸ではなくて。

田中委員 ええ。底の方に貧酸素の水塊が動いているという話があります。

森杉部会長 よろしゅうございますか。この件は。では、事業継続という原案で附帯意見としては、アカガイ対策の究明をぜひともお願いしたいと、この意見が附帯意見でございます。よろしゅうございますね。ありがとうございました。
それでは、次お願いします。

行政評価室 次は、評価調書30番、渡波漁港になります。調書6ページに図面がございます。本漁港はそれぞれ小さな地区に点在しておりまして、それぞれにおいて-2m物揚場の改良とか、道路工事、浚渫工事などを行う予定となっております。全体事業費が10億5,000万円で、予定工期は平成14年度から平成23年度となっており、進捗率は66.6%です。

審議内容整理票は32ページになります。この漁港で、分科会で話題になったのは、やはりこれだけ漁港が点在しているということで、その辺の状況は歴史的にしようがないのかというような意見を沼倉委員にいただきまして、歴史的に集

落ごとに施設があるんだということで、漁港が合併しても残っていくのではないかとということで、ご理解をいただいたところです。

この事業、修正事項がありまして、評価調書の事業費の変更状況とその要因がちょっと分科会での発言と合わなかったということで、これについては追加報告いたします。全体としては、進捗率も順調なので、地区としては問題ないのではないかとということになっております。以上です。

森杉部会長 　では、お願いします。はい、どうぞ。

漁港漁場整備課 　別記様式第1号の2ページでございます。審議資料30と左の肩に書いてある部分の一番上の段でございます。全体事業費の変更状況とその要因でございますが、過年度までにおける整備済み施設への計画事業費と実施事業費との差額分が減額になったと。主な減額の要因は、いわゆる請負差額及び物揚場の工法の見直しによるものでございます。「請負差額及び」という文言を入れさせていただきました。

森杉部会長 　今の点は、これでよろしゅうございますか。

加藤委員 　今事務局から報告がありましたように、この地区につきましても事業費が約3億1,000万、当初より減額されていますし、進捗率も66.6%と、順調に推移していますので、この地区は全く問題はないと。事業継続でいいのかなと判断しております。

山本委員 　これは単なるコメントですが、分科会の沼倉委員のご質問で、今集落ごとの資源管理みたいな話というのは、結構いろんなところで注目されていて、日本の場合そういうものが残っているというのはほとんど漁業関係だけだと思うので、それ自体は僕はすごく大事なことです。今後もそういう形であるべきだと思っているぐらいなのですが。また要は最後は程度の問題だろうと思うのです。

だからといって、どんな非効率なところまでいってもやってもいいかという問題ではなからうと思うので、今回はもちろんB/Cできちんと出ていますので何ら問題ないと思うのですが、そういったことというのは将来的にこういう委員会の中で、どの程度まで考慮すべきこととか、し得ることなのかなというのは一つ疑問に思うところがあります。

日本の多分漁業は、私から言うのもあれなんですけれども、日本の漁業法の中で、唯一集落に資源の利用と管理権を残したのが漁協の法律だということは昔聞いたことがあったので、そういった点から集落ごとにこういうものが残っているというのは、資源管理の意志決定とかを保障する上ではすばらしいことだと思うのです。普通だと多分非効率だといってすばっと切られてしまいそうな感じもするので、よくB/Cでちゃんと1を超える話になっているなど素直な感想だったものですから。こういうのはどうなんでしょう。

森杉部会長 　ここの委員会で議論できるようなことではありませんので、当面は、県の方でいかがお考えですかと聞いてしまうのですね、そういうことについて。この委員

会ではそういうやり方をやっています。

山本委員 なるほど。そこは、県の方の見解と合わせてここで決まっていくという感じですか。わかりました。

森杉部会長 どうぞ。

漁港漁場整備課 先ほど説明があったとおり、この地域については地区が点在しておりまして、もともと役割を持っていたのです。例えば、万石浦の中で漁業をしている方がいるとか、あとは漁船漁業で沖合いに出る方とか、近海でアワビとか、そういう漁業形態も違って、役割を持っていた地域なのです。現在もそのように後継者も育ってまして、この地域については活動が活発であるということからB/Cも確保できているということになっています。かといって、すべて集落ごとに今後とも整備するかというと、我々の考え方はもう市町村の漁港についても、ほぼ整備については大分進んだということから、これらについては新たに作るということではなく、今ある施設をいかに安全で、高齢者とかに対してもまた担い手に対しても使えるように整備するかと。その点が今後の課題と考えております。ですから、そういう意味では新たに港をつくるということは考えておりません。

森杉部会長 この請負差額という言葉ですが、議論はしたくないのですが、どうしますかね、これ。議論する必要はないと思いますけれども。

加藤委員 どういう表現にしたらいいのか、少し検討してもらって、適切な単語に……。

森杉部会長 言葉はこのままでいいと思います。ただ、75%とか、公共事業全般がそうでしょう。逆に技術的にその場で対応できているのかという問題が今発生していますよね。監視委員会としては、その辺はどうなっているのだろうというような問題提起は……。

漁港漁場整備課 いわゆる国もそういったことで、いわゆる総合評価方式というようなことでこれからやる。県もそういうふうな対応なんですね。ただ、うちの方としてはまだやっていない。そういうような形でこれからはやろうということで、いわゆる入札額でなくて、技術力も評価して総合的に点数の高いところが落札できると。そういう品質もきちんとそれをカウントしてやっていくということでございます。

森杉部会長 75%でも大丈夫ということですか。技術的には。

漁港漁場整備課 大丈夫です。

森杉部会長 大丈夫ですか。至る所でもめている感じですが、やめましょう、この問題は。

田中委員 国でやっている総合評価では、入札価格だけではなくて、ある場合には価格が高い方でも技術的に優れていればそちらを取るということですね。75%でOKだという話がありましたけれども、必ずしもその金額だけの話ではないですよということですね。

森杉部会長 よろしいですね。30番、渡波漁港については、付帯意見なしのままで継続という提案をそのまま採用したいと思います。よろしゅうございますね。
はい、ありがとうございました。
それでは、次お願いします。

行政評価室 評価調書31番、塩釜漁港になります。図面は5ページをお開きください。場所は、塩竈市の塩釜漁港でございまして、下の図面の凸型に出ているのが、これが塩竈市の魚市場になります。事業内容といたしましては、魚市場の前の栈橋の補修や7m泊地の浚渫などを行っております。全体事業費が12億3,000万円で、予定工期は平成14年度から23年度となっており進捗率は67.5%です。

審議内容整理票は33ページになります。この事業で分科会で話題になりましたのは、直接この事業の中身ではないのですが、塩竈市、特定三種漁港の魚市場のなりわいといたしまして、今の漁港が非常に老朽化しているということで、その魚市場自体を何とか重点的に整備すべきではないかとか、その漁港の効果を高めるためにも魚市場の整備を考えてほしいというような意見、要望をいただいております。この事業自体については、問題はないのではないかと意見はいただいております。以上でございます。

森杉部会長 それでは、これは何も新しい調書とか、そういうものはなかったですね。はい、お願いします。

加藤委員 今ご説明いただきましたように、この漁港整備の事業自体は問題ないので、事業継続ということではないかと。ただ、ご案内のように塩釜漁港はさっきの気仙沼漁港、石巻漁港と並んで、特定第三種漁港でありますので、この漁港整備の効果を高めるためには、今の魚市場ですね、5年前に現地を見させていただいたときもかなり老朽化しているんですね。その後全く手をつけていませんので、この魚市場の整備につきましては、県の方ではなくて塩竈市の方になるんですが、やはりその辺の整備は考えてもらって、漁港整備の付加価値、やはり高めるような政策も考えてほしいというのが分科会の意見です。ここに盛られたようなことが先ほど来、沼倉先生おっしゃっていますように、ほかの地区についても全般的に言えることなのかなと思っております。

沼倉委員 ちょっと補足すると、塩竈漁港というと非常に有名ですし、非常に漁獲量が上がっているかと思ったら、実は下がっているんですね、ここ。あれだけマリゲートみたいなものも、立派なものもつくって、かなりのお金をやはり県もですし、塩竈市も投入しているはずですので、ここで漁業は振興されて、どんどん伸びていってもいいはずなのに、どうも何かミスマッチがあるような感じがしています。

ただ、この事業自体ではB/C 1.69倍ということもありますので、問題はないと思っておりますが、そういう意味では漁業政策全体に、塩竈については多少の疑問がありますが、それはちょっとこの委員会から離れますので、そう思いつつここでとめました。

森杉部会長 県の塩釜港についてのお考えはどうですか。

漁港漁場整備課 水産の政策全般についての問題だと思うんですね、今の話は。ですからここにも記載してございますように、いわゆる生マグロだけを特化しているような、どうもそういうようになっておりますので、ほかの例えばカツオだとか、近くに揚がる魚もぜひ市場に揚げていただくような努力を、県もですけれども市場の開設者であります市、それから県も含めてやはりこれから対応していくべきだと思います。でも、なかなかそれがどうも加工に特化して、どうも加工の原料魚の方も陸送してくるような感じが多いので、なかなかその辺が今課題ではないかなと思っております。

森杉部会長 塩竈市ですからね。市の漁協組合の方々がその方向に旋回しているのですね、事業体として望ましい方向に旋回をやっているのですね、これは、お話を聞いていますと必ずしも県とか市との望む方向とは違うと思うんですね。生産性の向上とか、所得をより豊かにしていきたいとか、そういうことの希望の元に漁業組合が動いているのだと思うのですよ。非常に難しい問題でしょうね。減っているけれども所得が豊になっているのかもしれないですね。お話はわかりましたね。そういう議論があったぐらいでいいですかね。

沼倉委員 そういう意味では、さっきも全体的な中でも、ソフトウェア対策と一緒にみたいなところ、包括していいのかなと思っております。

森杉部会長 そうですね。

徳永委員 これは、この事業と関係ないと言ってしまうえばそうなのですが、都市計画道路の北浜線ですか、塩竈の。あそこが物流道路になるかならないかという議論がちょっとあって、その中で特にこの港の荷物がどう動いているのですかという話がちょっと話題になっていきますので、多分都市計画課ではこの漁港地区の物流がどうなっているかというところまでとらえられていないと思いますので、もし情報があれば教えていただきたいなど。

森杉部会長 関係ありませんけれども、非常に連動します。はい、ほかにどうぞ。ではこれは付帯意見は全体的な方の付帯意見で、ここで改めてつけることはしないという格好でよろしゅうございますね。継続ということでもよろしゅうございますね。はい、ありがとうございました。
それでは、次お願いします。

行政評価室 では、33番の荒浜漁港になります。調書5ページ目に図面がございます。

場所は亘理町の荒浜漁港でございまして、事業内容といたしましては、左側の部分が港内の－2 m物揚げ場などの整備でございまして、右側の赤く長くなっている部分が、これが港に船が入ってくる導流堤になっているのですけれども、その動流堤の改良工事並びに航路の浚渫などを事業内容としております。全体事業費は15億円で、予定工期は平成14年度から平成23年度となっております、進捗率は75.3%です。

審議内容整理票は35ページ、最後のページになります。ここの漁港については、仙台圏域からも近いということで、観光などと結びついてうまくやっているという状況がありますので、問題ないのではないかなという意見をいただいております。

最後の⑤ですけれども、これが今まで沼倉委員から何度かご指摘を受けたこととございまして、まとめといたしまして、荒浜漁港の最後に、漁港整備事業と漁業の振興、ソフトウェアとの連携を密にして投資効果を上げることを望みますという意見をいただいております。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。
 では、加藤先生。

加藤委員 この漁港の場合には、物揚げ場により少しでも大きな船がつけるようにということで、泊地浚渫を－1.5 mから－2.0にしたために、全体の事業費がやや増額しているのですが、それは十分理解できますし、進捗率も先ほど説明ありましたように75.3%までいっていますし、事業自体には全く問題ないと。それからさらに先ほどもありましたように、ここは非常にいい形で都市、住民との交流も図られているということで、特に付帯意見もございません。全体の、沼倉先生の付帯意見は、水産基盤整備事業全体についての意見ですので、この地区に関しては全く問題ないということとであります。

田中委員 この事業と最初の雲雀野の埋め立ての話と連動性についてです。ここで浚渫した浚渫土はどこに持っていつているのでしょうか。

漁港漁場整備課 ここの浚渫土砂につきましては、砂土については付近といいますか、荒浜の地域内の海浜に砂を整地しております。（「具体的にはどこですか」の声あり）
図面で申し上げますと、5ページの図面の位置図の中のこの航路の下側、赤で丸になっておりますけれども、ここの下側の海浜に整地しております。すみません、南側に整地しております。

田中委員 南側では結局また入ってくるだけですよね。そうすると、北に入れるべきではないですか。この北側の構造物が入っていますけれども、これを何年か前に行ってまよね。あそこは侵食して困っているねという話であります。基本的に南から北に砂が動いていますから、南側に入れたらまた戻ってくるだけです。それを北側に入れることによって、この沖合いに出ているブロックの構造物が要らなくなる、あるいはそれほどたくさん設置しなくても良くなる。そういうふうには連動してくるわけですよ。そこのところをきちんと考えて、やるべきなので

はないでしょうか。

漁港漁場整備課 おっしゃるとおり、阿武隈川の河口から、荒浜のこの導流堤のところまでは侵食傾向にありまして、しかしながら離岸堤等の整備によって、荒浜の海水浴場は前浜が非常に成長しているようです。ただし、・・・。

田中委員 いやでも、それは大きな金を掛けたからであって、もうちょっと先の北の方に入れることもできるでしょうし。もちろん輸送の金という話はあるのでしょうけれども、結局は南に入れたら戻ってくるだけですよね。

漁港漁場整備課 現在、南側に数万m³の砂をストックしておりまして、これを今国土交通省で進めているヘッドランドの方の養浜事業にストックしておるところです。

森杉部会長 そういう使い方をしようとしているわけ。

漁港漁場整備課 はい。

田中委員 ある程度、連動させて使っているということになるのですね。

森杉部会長 そういう砂の動きを考えて、一定の範囲内において浚渫したものを処理するという仕組みが県全体としての計画があって、これに基づいて漁港の方もそういう処理をしておられますか。連絡をとって。

漁港漁場整備課 はい。県のみならず、国土交通省と年に1度定例的な調整会議を開いておりまして、その中で対応できるようにしております。

森杉部会長 それでいいの。

田中委員 ええ、ここは、特に激甚な被害がでているところですので、話し合いをする状況にあるのですね。

漁港漁場整備課 荒浜から磯浜の区間が特に侵食が著しいということから、そちらの方に養浜を考えております。

森杉部会長 ここは調整がうまくいっているということですね。うまくいっていないのはどこですか。

田中委員 雲雀野地区に全て持って行くということでしたね。

森杉部会長 雲雀野にはどうですか。

漁港漁場整備課長 港湾ですね。

漁港漁場整備課 あの、すみません。補足いたします。閑上漁港においても実は浚渫土砂が発生しておりまして、川内沢の河口、いわゆる閑上漁港の前側です、大分土砂が堆積しております。その浚渫は砂ではなく、まさにヘドロ的な大分汚泥なものですから、それにつきましては、日和港、いわゆる雲雀野地区ですね、石巻港湾の雲雀野地区のほうに運搬して、固化処理をした上で埋め立て材として活用しています。

森杉部会長 なるほど、わかりました。
これも付帯事項は全般のものはそれぞれやりましたので、この事業についてはないと。投資効果を十分あげていただくようお願いしたい。ということで継続ということで審議計画とします。
これで終わってよろしゅうございますか。ありがとうございました。

行政評価室 確認をしておきたいのですけれども。では、漁港全般につきまして、ほとんど分科会の案のとおりまとまりまして、鮎川漁港と松岩漁港だけが次回の詳細審議ということで、まずよろしいかということ。
あと途中で何度かありました図面の差しかえのご指示とか、事業目的について機能増進的なことを書き込むとかというご指摘があったのですが、あれについてはすべての漁港でやらなければいけないでしょうか。

森杉部会長 事業目的のところは、もう少し具体的な漁港の事業の目的を明示的に書いてほしいということなのです。すべての事業です。（「それは、すべての漁港で」の声あり）ということですね。そういう形をお願いしたい。

行政評価室 はい。では、図面の差しかえもできるものとできないものがあるでしょうけれども、極力きれいなものに。

森杉部会長 それは適宜ご判断いただいて、処理をお願いします。

行政評価室 はい、わかりました。では、詳細審議の方は鮎川漁港と松岩漁港ということでやらせていただきます。

森杉部会長 よろしいですか。
それでは、きょう審議いただきましたことは全部決まりました。

行政評価室長 一言、川内沢ダムについてご報告しておきます。
川内沢ダムにつきましては、第5分科会で7月21日、田中副部会長を始めとしてご審議いただきまして、結果としては結論出ず、部会で再度審議ということになりましたので、次回の部会で詳細審議ということになりました。

森杉部会長 よろしゅうございますね。
もう5分か、時間を下さい。
最後は、現地調査の選定です。8月22日に実施することになっております。

原案を事務局の方につくっていただきましたので、ちょっとご説明いただいてご意見を伺いたいと思います。

行政評価室 8月22日、火曜日に丸一日をかけて現地調査を予定しております。事務局と部会長の方で詰めた案といたしましては、本日詳細審議になりました鮎川漁港とふるさと林道と、あとちょっと方面的に石巻方面に行きますので、石巻漁港の3カ所を現場として選びたいと思います。9時に出発して、鮎川ですのでかなり遠くなりますので、午後4時半まで目いっぱいかかるような行程になります。事務局の案ですので、ご意見、ほかの意見があればお聞かせください。

徳永委員 気仙沼は遠いですよね。

行政評価室 丸一日かければ。気仙沼だけでしたら。例えばきょうのお話では松岩漁港だけでしたら。ほとんど車中になりますけれども。2時間半の車中、往復5時間の車中をご理解いただければ。

森杉部会長 これとは別途にご希望があれば、事務局の方で考えていただいて、セッティングしていただくということはどうですか。

行政評価室長 とりあえず、22日については全員で行って頂く。それから、各委員さん達のご要望があって、特にこの部分だけ見たいということであれば、ある程度委員さん達のご要望がまとまれば、マイクロバスではなく公用車で見に行ってしまうことは可能かと思えます。

森杉部会長 ということで、ご要望があれば可能です。

行政評価室長 ここでということでもなく、後でご連絡いただいても結構です。

徳永委員 石巻漁港より渡波漁港の方がよいのでは。

行政評価室 経路途中になりますので、可能です。

徳永委員 集落毎に整備しているというのが、どんなものなのか見てみたい。

行政評価室 車中になってしまうかもしれませんが、鮎川の経路になりますので、わかりました。

森杉部会長 では、そうしてください。

行政評価室 追加の現場の要望につきましては、今週中にご連絡ください。

森杉部会長 以上で終わってよろしゅうございますね。長時間のご審議、ご苦労さまでした。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 加 藤 徹 印

議事録署名人 高 橋 千代恵 印